

陳 情 回 答 緜

(陳情第 21 号～第 51 号)

令和元年第 5 回 市議會委員會審查分

堺 市 議 會

目 次

陳情第	21号	行政にかかる諸問題について	1
陳情第	22号	行政にかかる諸問題について	11
陳情第	23号	行政にかかる諸問題について	27
陳情第	24号	個人情報保護審議会について	37
陳情第	25号	聴覚障害者施策等の充実について	39
陳情第	26号	近畿大学医学部附属病院について	51
陳情第	27号	障害者施策等の充実について	55
陳情第	28号	幼児教育・保育の無償化について	75
陳情第	29号	行政にかかる諸問題について	77
陳情第	30号	子ども・子育て支援新制度について	81
陳情第	31号	森林の保全等について	85
陳情第	32号	騒音対策について	87
陳情第	33号	北区の文化ホールについて	89
陳情第	34号	ヘリコプターの騒音について	91
陳情第	35号	国際交流の促進について	93
陳情第	36号	高齢者自動車運転事故について	95
陳情第	37号	公共交通について	97
陳情第	38号	公共交通について	99
陳情第	39号	堺環濠都市北部地区について	101
陳情第	40号	交通施策について	103
陳情第	41号	図書館行政について	105
陳情第	42号	図書館行政について	107
陳情第	43号	図書館行政について	109
陳情第	44号	教育環境の整備について	111
陳情第	45号	放課後施策について	113
陳情第	46号	放課後施策について	115
陳情第	47号	放課後施策について	121
陳情第	48号	放課後施策について	123
陳情第	49号	放課後施策について	125
陳情第	50号	放課後施策について	127
陳情第	51号	放課後施策について	129

番号	陳情第21号
件名	行政にかかる諸問題について
審査委員会	議会運営委員会
審査日	10月1日

(審査結果)

第2項

過去、全国で政務活動費の不適正な支出が問題となり、本市議会においても議員の政務活動費及び政務調査費の使途をめぐって、支出内容やその管理及び事務処理に不適切な実態があつたことが明らかになりました。市民の皆様には、大変なご心配・ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。本市議会といたしましては、このような事案が生じたことを真摯に受け止め、問題発覚後、次の対応を行いました。

- 議長から全議員に、政務活動費の適正な運用の徹底、また領収書等の内容の再点検を指示
- 弁護士や学識経験者を政務活動費検査員に選任し書類審査するなど、チェック体制の強化
- 政務活動費の支出に係る内容や実態をより詳細に明らかにするため、「政務活動費の運用指針」を改正

また、その後も政務活動費の使途の透明性を確保し、より一層適正な運用を行うため、隨時運用指針の改正を行っております。その主な内容は、堺市議会ホームページに掲載しておりますのでご覧下さい。

今後も必要に応じて、議会力向上会議で協議をするなど、政務活動費の適正な運用に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

なお、政治資金収支報告書にかかる事務については、大阪府の事務の範囲にあると考えておりますので、あわせてご理解のほどよろしくお願ひいたします。

第3項

本市議会では、令和元年6月21日に竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会が設置され、堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項について調査を行っております。8月21日に開催された当委員会において、竹山修身前市長を証人として出頭を求めるに決定したところですので、よろしくお願ひいたします。

番 号	陳情第21号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第4項（企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課）（産業振興局商工労働部産業政策課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）（教育委員会事務局総務部教育政策課）						
<p>カジノを含む総合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設はじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテイメント施設などが一体となった複合集客施設ですが、平成30年7月、IRを設置・運営できるようにする「特定複合観光施設区域整備法（IR実施法）」が成立し、平成31年3月には、カジノ広告物の表示ルール等を盛り込んだ「IR実施法施行令」が閣議決定されました。</p> <p>IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル依存症等や治安悪化などの課題も指摘されているところです。</p> <p>今後、今秋以降に国が策定・公表する予定の、設置区域の認定基準などを定めた「基本方針」を踏まえ、誘致の意思のある自治体が「実施方針」を策定のうえ、民間事業者との「区域整備計画」の共同作成・認定申請を行うこととなっており、本市としましては、引き続き、これらの動向を注視してまいります。</p>						

番 号	陳情第21号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項（行政部情報化推進課）						
<p>マイナンバー法やマイナンバーを利用する各事務制度の根拠法の政省令等により、各窓口に提出される申告書や届出書等の書類にマイナンバー・法人番号を記載することが義務付けられる手続においても、記載されないことにより申告書を不受理とすることは定められていません。</p> <p>窓口での対応としましては、申請書等にマイナンバーを記載することが各制度における法的な義務がある場合においてはその旨を説明し、記載を求めます。それでも記載がない場合は、マイナンバー法第14条第2項に基づく住民基本台帳ネットワークの利用などによりマイナンバーを確認します。</p> <p>引き続き、マイナンバー法をはじめ、各種法令等について適切な運用を行ってまいります。</p>						
第6項（人事部人材開発課）（財政局契約部調達課）						
<p>日本国憲法には、公務員は全体の奉仕者であると規定されています。堺市職員としてこのことを念頭に市政や業務にあたることは当然のことであると認識しており、公務員倫理研修を通じてその徹底を図っています。さらに、憲法に定める国民の権利や義務を十分に踏まえたうえで、日々の業務にあたるよう法律研修や人権研修も実施しています。今後も引き続き職員研修の充実により、日本国憲法への理解を深め、市政や業務に活かせるよう努めてまいります。</p> <p>また、本市が発注する委託契約については、受託者に対しまして、業務委託契約書のなかで、日本国の法令遵守を規定しているところであり、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ってまいります。</p>						

番 号	陳情第21号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（契約部契約課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）						
<p>本市では、予定価格250万円以下の少額工事・修繕案件において、規模や難易度等によつては、現状、建設工事に係る有資格者名簿のほか、物品調達に係る有資格者名簿、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿からも選定しています。</p> <p>このように、建設業許可を有していない事業者は、建設業許可を要しない物品調達、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿に登録していただくことにより、小規模な修繕、改修等の契約が可能となるため、小規模工事希望者登録制度を導入しなくとも、公共工事における市内中小企業の受注機会の確保という目的を充足することができるものと考えます。</p> <p>今後も、引き続きよりよい制度の運用に努めていきます。</p>						

番 号	陳情第21号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（危機管理室危機管理課）（産業振興局商工労働部ものづくり支援課）						
<p>被災者支援に関しては、被災者生活再建支援法に基づき、広域的な均衡ある復興の観点から、国による支援が行われます。災害に係る住家の被害認定については、内閣府が示す標準的な調査方法及び認定基準運用指針のもと、市町村が罹災証明を行うこととなっており、適切な対応を実施しているところです。本市では被害の状況に応じ、市税や国民健康保険料、介護保険料などの減免や徴収猶予、みなし仮設住宅の提供等を実施します。また、災害救助法が適用されない場合においても本市独自の「堺市応急救助要綱」に基づき、住家の全半壊被害を受けた方に対し、見舞金の支給制度があります。</p>						
<p>昨年度、大阪府では、府内の均衡ある復興を目的に、平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号の被害を対象とした独自の「被災者生活再建支援制度」が創設されました。本市においても本制度を活用すべく予算措置を行い、平成31年3月から、平成30年台風第21号により生活基盤に被害を受けた方に生活支援金を交付する事業を実施し、被災された市民の皆様の生活再建を支援しております。</p>						
<p>また、台風21号により被害を受けた中小企業者に対しては、引き続き相談窓口を設け、資金繰り等に関する相談を受け付けるとともに、セーフティネット保証4号の認定業務も行っております。併せて、相談窓口では、堺市制度融資に加え、必要に応じ、他団体が行う融資も案内する等、台風被害を受けた中小企業者の円滑な資金調達に向け、取り組んでいるところです。</p>						
<p>本市の被災者支援については、国、府、市の役割分担のもと、連携体制の強化により、取組を進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第21号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>本市は、平成29年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料率の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求める」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいります。</p> <p>また、平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化（広域化）に伴い、毎年約1,700億円の公費拡充が行われることとなっていますが、国民健康保険制度の財政基盤は依然として脆弱で不安定であるため、本市としては、更なる公費拡充によって、国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、国に対して要望しているところです。</p> <p>なお、大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、令和2年度以降の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応してまいります。</p>						

番 号	陳情第21号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第10項（生活福祉部国民健康保険課）

国民健康保険料については、世帯の所得及び人数等に応じて賦課しているところであり、一定額以下の所得の世帯については、保険料の軽減を行っています。さらに、災害、失業等により生活が著しく困難となった世帯に対して減免制度を設け、申請により保険料の減免を行っています。換価の猶予申請書は、申出があった際にご利用いただけるよう、区役所窓口に備えています。延滞金については、災害による損害、事業の休廃止、失業など、堺市国民健康保険条例施行規則に定める一定の要件に該当し、延滞金の納付が困難であると認められるときは、申請により減免を行っています。

なお、保険料及び一部負担金の減免については、本市では、平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。

市民への周知については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載とともに、区役所窓口でも丁寧に制度説明を行うよう努めています。

第11項（生活福祉部国民健康保険課）

資格証明書及び短期被保険者証については、法令の規定に基づいて適正に発行していますが、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、適切に対応しています。

番 号	陳情第21号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第12項（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）						
<p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市産業振興アクションプラン（平成30年4月改定）」において具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。併せて、堺市ホームページのほか「中小企業経営支援ガイドブック」の配布や「中小企業のための支援制度説明会」の実施により、各種施策の周知を図っています。</p>						
<p>また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、中小企業基本法や中小企業憲章などにおける中小企業振興の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>						
第13項（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）						
<p>本市において家族経営などの小規模企業は、市内全事業所のうち約7割を占めており、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>そこで本市では、小規模企業に対し、各種経営相談や大阪府との連携による無担保融資の実施など、きめ細かな支援を講じております。さらに、昨年度から「事業承継支援事業」を開始し、将来的な事業承継に向けた準備を促すためのセミナーや個別相談会を開催することで、スムーズな事業承継を促し、市内企業の持続的な経営の実現をめざしております。</p>						
<p>また、生産性向上特別措置法に基づき、一定の要件を満たした場合、導入した先端設備の固定資産税が3年間ゼロになる等の特例措置がある「先端設備等導入計画」の認定を昨年6月より実施しています。</p> <p>認定の対象者は個人事業主を含む中小企業者で、業種の指定がなく、幅広い事業者が利用できます。また、認定を受けた事業者は、国のものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の補助率の優遇や優先採択を受けることができます。</p> <p>本制度は、先端設備等の導入により生産性の向上をめざす事業者の方に広く活用いただいている状況であり、令和元年7月末現在、205者の計画を認定しています。</p>						
<p>今後とも小規模企業の持続的な発展に向けて、振興施策の強化に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第21号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第14項（商工労働部産業政策課）						
<p>小規模な住宅改修工事に対する補助制度、いわゆる住宅リフォーム助成制度について、一定の意義はあると考えておりますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しております。</p> <p>また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>引き続き、積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいります。</p>						

番 号	陳情第21号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第15項（総務部学務課） 就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営しております。本市では、厳しい財政状況の中で就学援助施策の継続を図るため、現在の所得認定基準で実施しているところです。 今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。			

番 号	陳情第22号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第6項（企画部）

本市では、区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う区民評議会を各区に設置するなど、区民の行政への積極的な参画や都市内分権の推進に取り組んでおります。

今後も、都市内分権、住民自治の取組を進めていくとともに、自治基本条例についても、大阪府内を含む先進自治体の情報収集等を進めてまいりたいと考えております。

第7項（広報部市政情報課）（総務局行政部行革推進課）

市民と市長が直接対話できるような場については、これまでいろいろな機会を捉え、場を設けてまいりました。今後、これまで行ってきた対話の場について見直し、より効果的な方法等を検討してまいります。

なお、直接対話の場ではないものの、本市では現在（令和元年8月23日から9月30日まで）、市民の皆様から事業の見直しに関する提案を受け付けており、いただいた提案はすべて市長が読ませていただいております。

第8項（企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課）（産業振興局商工労働部産業政策課）

カジノを含む総合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設をはじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテイメント施設などが一体となった複合集客施設ですが、平成30年7月、IRを設置・運営できるようする「特定複合観光施設区域整備法（IR実施法）」が成立し、平成31年3月には、カジノ広告物の表示ルール等を盛り込んだ「IR実施法施行令」が閣議決定されました。

IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル依存症等や治安悪化などの課題も指摘されているところです。

今後、今秋以降に国が策定・公表する予定の、設置区域の認定基準などを定めた「基本方針」を踏まえ、誘致の意思のある自治体が「実施方針」を策定のうえ、民間事業者との「区域整備計画」の共同作成・認定申請を行うこととなっており、本市としましては、引き続き、これらの動向を注視してまいります。

番 号	陳情第22号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（行政部行政管理課・行革推進課）（財政局財政部財政課）						
<p>公の施設に係る指定管理者制度や事業委託については、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、経費の削減のみではなく、住民サービスの向上を図ることを目的としており、市としては、これらの効果が見込める場合については、適切に導入を進めています。</p> <p>また、指定管理者や受託事業者に対しては、適宜モニタリングを実施し、必要に応じて助言・指導を行うなど、適正な業務執行の確保に取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも、公の責任を果たしつつ、民間でできることは民間に任せ、効果的で効率的な行政運営を推進してまいります。</p> <p>補助金については、社会経済情勢や市民ニーズの変化などを踏まえ、事業の公益性の観点から、交付を行っております。今後も予算編成等の機会を通じて、補助金の目的・効果・必要性等を検証してまいります。</p>						
第10項（行政部総務課）						
<p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>自治会での回覧については、自衛隊大阪地方協力本部からの依頼により、募集内容を市民に広く周知するため、堺市自治連合協議会へ協力を求めているものです。</p>						

番 号	陳情第22号	所管局	選挙管理委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項（選挙管理委員会事務局）						
<p>投票率につきましては、投票率の向上に向けて、各区のふれあいまつりでの啓発活動や学校等への出前授業の開催などあらゆる機会を通して有権者の政治意識や投票参加意識の向上に努めているところです。また有権者の投票行動や政治、選挙への関心について把握し、その結果を選挙の執行管理や啓発事業に役立てるために選挙に関する意識調査も定期的に実施しています。</p> <p>誰もが投票しやすい環境づくりは重要なこと考えております。現在133箇所全ての投票所では、段差解消や点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを設置しております。ただ投票所の増設については、その地域での立地状況や施設の広さ、急な選挙執行の際に借用できる見込みがあるか等様々な条件をクリアする必要があるので、現在検討を行っているところです。なお通勤者等従来の時間帯では、来所できなかった方の投票機会を創出するため、平成29年より投票日の5日前（火曜日）から投票日前日（土曜）の5日間について、期日前投票の投票時間を1時間延長しております。</p> <p>選挙は、憲法によって保障された国民の参政権を具体的に行使する重要な制度であり、機会であります。選挙が公正に行われるよう投票・開票の事務手順の改善を始め選挙の適正な管理執行に努めます。</p>						

番 号	陳情第22号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第12項（危機管理室危機管理課）						
<p>本市では、国の予算や施策等について、堺市国土強靭化地域計画に基づく防災・減災対策の推進のため、橋梁耐震強化事業などのハード整備を中心に、国に対して提案・要望を実施しています。また、昨年度の一連の自然災害を受け、国に対して指定都市市長会等の共同提案により、災害復旧・復興等に関する財政措置の拡充や、関西広域連合、大阪府市長会により被災者生活再建支援法の適用要件の緩和の要望を実施しており、今後も引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、大阪府は、大阪府市長会による要望等も踏まえ、府内の均衡ある復興を目的に、平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号の被害を対象とした独自の「被災者生活再建支援制度」を創設しました。本市においても本制度を活用すべく予算措置を行い、平成31年3月から、平成30年台風第21号により生活基盤に被害を受けた方に生活支援金を交付する事業を実施し、被災された市民の皆様の生活再建を支援しております。また、今後も被災者生活再建支援法が適用されない規模の災害においても、府域で均衡のとれた被災者の生活支援を行うため、恒久的な制度の創設を大阪府に要望しているところです。</p> <p>本市の防災対策については、地震や風水害などの危機事象が発生した際の被害を最小限に留め、災害に強いまちづくりを進めるという基本的な考え方のもと、防災対策を充実するとともに国、府、市の役割分担のもと連携体制の強化により、市民の皆様の安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第22号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）						
<p>出張所については、区役所の前身である支所の開所にあわせて、平成4年から平成12年にかけて順次廃止しました。</p> <p>平成18年の政令指定都市移行に伴い、支所は区役所となりましたが、区民の皆様に身近な区役所では、日常業務におけるかかわりをはじめ、様々な機会を通じてご意見やご要望をいただいており、地域の声や実情を把握し、区域のまちづくりに反映するよう努めています。</p> <p>また、区役所においては、身近な日常生活での問題や人権問題に関し、ご来庁いただかなくても電話にてご相談いただける市民相談窓口などの各種相談窓口を設けており、多様な声をいただいているところです。</p> <p>今後も、市民の皆様との様々なかかわりを通じて声をお聞かせいただき、市政へ反映するよう努めてまいります。</p>						
第14項（市民生活部市民協働課・男女共同参画推進部生涯学習課）						
<p>本市では、市民が気軽に集まることができる場所として、公民館の他にも文化会館等様々な生涯学習関連施設を設置しておりますので、全市的、総合的な視点から、公民館増設の予定はございません。</p> <p>なお、公民館につきましては、現在、各室利用料金は無料となっておりますので、お気軽にご利用ください。</p> <p>地域会館や自治会館の管理運営につきましては、所有者である地元の校区自治連合会や単位自治会により自主的に行われており、維持管理に要する費用も地域によって様々な違いがある中、それぞれで利用料金の設定をされております。</p> <p>本市におきましては、地域住民及び地域住民組織の自主的な活動が活発に展開されるよう、「堺市地域会館整備費補助金制度」を設け、その活動拠点となる地域会館の整備に対して支援を行うとともに、地域会館の維持につきましても、「堺市地域会館大規模改修補助金制度」を設け、大規模な改修を行う際の支援を実施しております。地域会館や自治会館の利用料金については、利用者の皆様にご負担いただくべきものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いします。</p>						

番 号	陳情第22号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第15項（人権部人権推進課）						
<p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p> <p>また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。</p>						
第16項（人権部人権推進課）						
<p>日本国憲法、中でも第9条につきましては、さまざまな議論がなされていることは認識しております。しかしながら、憲法改正につきましては、国権の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第22号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第17項（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことと財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>本市は、平成29年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料率の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求める」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいります。</p> <p>なお、大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、令和2年度以降の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応してまいります。</p> <p>保険料の減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められることを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p>						
第18項（健康部健康医療推進課）						
<p>本市のがん検診につきましては、平成30年4月1日から2年間を「受診促進強化期間」として、胃、肺、大腸、子宮、乳がんの各種がん検診を対象として、自己負担額を無料しております。</p> <p>平成30年度には、無償化と合わせて、啓発イベントの実施など、受診勧奨の強化を行い、受診者数が増加してきているところです。今後も、受診しやすい環境の整備に努めるとともに、無償化の効果検証を行い、受診率向上のための効果的な施策を検討してまいります。</p>						

番 号	陳情第22号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第19項（長寿社会部地域包括ケア推進課）（建築都市局住宅部住宅まちづくり課）						
<p>高齢者・低額所得者・障害者の方など、住宅確保に配慮を要する方々への居住支援として、不動産事業者等と連携した「住まい探し相談会」の実施や、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」における協力店一覧リストの掲載など、住まい探しでお困りの方がいつでも相談できる体制を整えております。</p> <p>介護支援については、介護保険制度を適切に運営しているほか、要支援の方などを対象とする総合事業では、従来と同様の基準の訪問型サービスに加え、多様な主体による生活援助サービスを実施しています。</p> <p>また、一人暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、校区福祉委員会が実施するサロンなどの交流を図る場の運営や見守りが必要な方への訪問活動について、堺市社会福祉協議会を通じて支援しています。</p> <p>そのほか、堺市高齢者見守りネットワーク事業として、堺市内の事業所に協力事業所として登録していただき、日常業務の範囲内で高齢者への見守りや声かけを行うとともに、安否に異変を感じた時には、地域包括支援センターなどの関係機関に連絡していただく、という事業を実施しており、一人暮らしの高齢者が安心して生活できる体制づくりを推進しています。</p>						

番 号	陳情第22号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第20項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）						
<p>待機児童の解消に向けては、これまでも既存施設の増築や増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行促進、幼保連携型認定こども園の創設などにより、受け入れ枠の拡大を進めてきたところです。引き続き保育ニーズの推移などをしっかりと把握したうえで、必要な受け入れ枠の拡大を図ってまいります。</p> <p>保育士への待遇改善については、国制度において、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。</p> <p>さらに、本市独自の運営補助金では、国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しているほか、保育補助者の雇上げに対する補助や、休暇取得率向上などの就業環境改善の取組みを通じ、職員のモチベーション向上や業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の待遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>また、待機児童の解消や子育て支援施策の充実に重点的に取り組む中、認定こども園や保育所等にかかる経費には大きな財政負担が生じています。</p> <p>このような中、市立認定こども園の民営化は、限られた財源のもと、多様化する保育需要に対応しながら、今後も市民サービスの維持・向上を図るため、民間活力を導入するものです。</p> <p>現在、存続させる市立認定こども園は12か所と公表しており、その他の施設は条件が整い次第、民営化を進めています。民営化後の民間施設では、低年齢児を中心とした受け入れ枠の拡大や老朽化した建物の改築、一時預かり事業の実施など様々なサービスが提供されているところです。</p>						
第21項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>今回の幼児教育・保育の無償化にあたり、国は副食費（食材料費）については、在宅で子育てる場合でも生じる費用であることや、義務教育の学校給食等でも自己負担となっていることなどから、保護者が直接負担することを基本としています。そのうえで、無償化が開始される前に比べ、世帯の負担が増加することがないよう、年収360万円未満相当世帯などについて副食費を免除するとしています。</p> <p>こうした国の考え方踏まえ、独自に副食費の補助は行わない方針です。なお、現在、市独自に実施している第2子及び第3子以降の多子世帯保育料無償化の対象者につきましては、今年度中は副食費の徴収を行いません。</p>						

番 号	陳情第22号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第22項（商工労働部雇用推進課）</p> <p>本市では、全年齢の女性を対象にした「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」や、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象にした「公益財団法人 堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」において、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援に取り組んでいるところです。さらに、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し、再就職をざす女性のキャリアブランク解消の支援などに取り組んでいます。</p> <p>今後も、様々な立場にある女性求職者に対する切れ目のないきめ細かな就労支援に取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第22号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第23項（交通部公共交通課）						
<p>少子化に伴う通勤通学利用の減少や運転者不足など、路線バスに係る経営環境が厳しくなっている中、市民の移動手段の確保はますます重要となっています。</p> <p>こうした中で本市は、おでかけ応援バスの実施、ノンステップバス・バスロケーションシステム等の導入支援など、バスの利用促進や利便性向上を進めております。</p> <p>また、鉄道駅やバス停から遠く既存の公共交通を利用し難い地域においては、乗合タクシーを運行し、日常の移動手段の確保に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、公共交通の維持確保に努めるとともに、事業者と協力し、バスの利便性向上に取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第22号	所管局	建設局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第24項（自転車まちづくり部自転車環境整備課・土木部土木監理課）（建築都市局開発調整部宅地安全課）						
<p>本市では、車道通行する自転車利用者の安全確保のため、自転車ネットワーク（自転車通行環境）の整備に取り組んでいるところです。</p> <p>整備にあたっては、費用対効果、早期のネットワーク形成等を総合的に鑑み、現道の幅員構成を再配分することを基本としており、幅員等の制約により暫定形態として自転車と自動車が車道を混在して通行する「車道混在」の整備を警察と協議の上、安全性には十分配慮し進めています。</p> <p>また、自転車は原則車道通行ですが、危険回避などで歩道に乗り入れる場合があり、安全性を高めるため、車両乗入れ部において補修または新設の機会を捉え、滑り止め加工ブロックの設置に取り組んでいます。</p> <p>ご意見の住宅開発に伴う道路拡幅については、自転車の通行空間を確保する目的ではありませんが、都市計画法に基づく開発許可において、住宅開発等に対し、その規模に応じた基準で道路後退整備を開発者に義務付けております。</p> <p>また、開発許可が不要なもので、2戸以上の住宅開発については、建築基準法に基づく道路後退を加え、堺市開発行為等の手続きに関する条例において、後退整備の指導を行っています。</p>						

番 号	陳情第22号	所管局	上下水道局
-----	--------	-----	-------

件 名	行政にかかる諸問題について
-----	---------------

第25項（経営企画室）

水道法第6条第2項は、水道事業は原則として市町村を経営主体とすることを規定しています。これは、水道事業が膨大な資金と技術力を必要とし、かつ、継続的、安定的に経営させることが必要であるから、利潤を追求する私企業の経営によるよりは公共団体である市町村により経営されることが適切と考えられるためです。

この趣旨を踏まえ、本市では、水道事業は、公益性・公共性の極めて高い事業であり、また、水の安全安心は、市民生活及び生命に直結するものであることから、安全な水の安定供給については、行政が責任を負うべきであると考えています。

一方、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。

このようなことから、本市では、民間企業の高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。

民間企業に委託した業務であっても、本市の責任で運営されていることに変わりはなく、委託業者による業務履行を適正に管理しています。

今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との公民連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給してまいります。

次に、福祉施設への料金負担軽減制度の廃止についてお答えします。

福祉等施設料金制度は、第一種社会福祉事業に位置付けられる入所型福祉施設の一部に対して、入所者数に応じて従量料金の負担を軽減するものです。昭和50年11月の料金改定において、従量料金に遅延制を導入したことで福祉施設における料金が急激に値上がりしたを受け、経過措置として昭和51年10月に創設しました。

本制度は、創設から現在に至るまで相当期間が経過しているため、経過措置という制度創設当初の目的は達したものと考えます。

また、水道事業は独立採算制の原則のもと、市民の皆さんにご負担いただく水道料金をもつて事業運営に必要な経費に充てるため、総括原価方式により料金を算定しています。

福祉等施設料金制度の適用により、福祉施設における水道料金の負担が軽減される一方で、料金収入は減少します。結果的に不足する料金収入は、料金算定を介して、他の市民の皆さんの水道料金に転嫁されることとなるため、本制度は料金負担の公平性の観点で課題があります。

加えて本制度は更生施設、児童養護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、婦人保護施設を制度の対象としております。しかし、近年増加している民間の老人福祉施設などは、同じ入所型の施設であっても制度の対象とならないため、制度適用の公平性の観点で課題があります。

これらのことから水道事業といったしましては、福祉等施設料金制度を廃止することとした。

番 号	陳情第22号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>なお、上下水道局では、平成30年に「堺市上下水道事業懇話会」を開催し、その中で外部有識者から、本制度については廃止すべき旨の意見が出されました。</p> <p>今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用していただけるように、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第22号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第26項（総務部教育政策課）						
<p>本市では、「ひとづくり・まなび・ゆめ」を教育理念とした第2期未来をつくる堺教育プランに基づき、事務事業を推進しております。引き続き、子どもたちの育ちや学びを支える教育の充実に取り組んでまいります。</p>						
第27項（学校管理部保健給食課・総務部学務課）						
<p>本市の中学校では、選択制での学校給食を実施しております。</p> <p>今後、全員喫食の導入については、安全・安心な中学校給食の提供を第一に、学校の状況も踏まえながら、実施方法等について検討してまいります。</p> <p>給食費については、学校給食法に基づき、食材料費として保護者の方々からご負担いただいているところであり、今回の改定については、食材価格の高騰や国が示す「学校給食摂取基準」の改正などによるものであり、引き続き、子どもたちに必要な栄養価を充足とともに、安全・安心で栄養バランスのよい給食の提供に努めてまいりますので、ご理解願います。</p> <p>なお、中学校給食費への就学援助の適用については、引き続き課題の一つであると認識しております。</p>						
第28項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営は市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）に基づき実施しており、運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定しております。</p> <p>公募型プロポーザル方式で運営事業者を選定することにより、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して運営事業者を選定することで、児童にとってより良い事業運営が実施できるものと考えております。</p> <p>なお、指導員の配置は、条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、安全安心な活動が確保できるよう対応しております。</p>						

番 号	陳情第22号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第29項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課）						
<p>権限移譲に伴い、平成29年度から本市では、小学校3年生から6年生までの一学級38人を超える学年に対して教員の加配措置を行い、学校が、児童の状況に応じて少人数学級か習熟度別指導かを選択できる「堺方式少人数教育」を実施しております。</p> <p>中学校では、習熟度別少人数指導加配として各校に1～3名教員を配置し、2学年以上もしくは2教科以上で少人数教指導に取り組んでおります。</p> <p>学校の状況に応じて校長が加配教員の役割を検討し選択できる制度にすることで、今まで以上に学校の状況に応じたきめ細かな指導の充実が図れると考えております。</p> <p>本市といたしましては、学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望してまいります。</p>						
第30項（学校教育部生徒指導課・学校指導課）						
<p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保する必要があるため、大阪府統一のルールで実施されており、本市も参加しております。</p> <p>また、本市では、各教科におけるチャレンジテストの結果を分析・検証し、授業改善等に向け、学力向上の取り組みを実施しております。</p> <p>なお、チャレンジテストにおいては、スピーキングテストは実施しておりません。</p>						
第31項（学校管理部教育環境整備推進室）						
<p>現在、平成19年度に策定した「堺市幼児教育基本方針」の改定に取り組んでおり、今後、さらなる少子化の進展、教育・保育ニーズの多様化などに対応しつつ、本市全体の子育てサービスや幼児教育の充実が図られる手法を検討しております。</p>						
第32項（学校管理部施設課）						
<p>本市では、すべての小・中学校の普通教室及び音楽室・図書室・コンピューター室の特別教室に空調設備（エアコン）を設置してまいりました。</p> <p>体育館やエアコンが未設置の特別教室については、各学校での使用状況や国の動向、他市の状況などについて調査研究してまいります。</p>						

番 号	陳情第23号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	10月1日

(審査結果)

第1項

本市を含む政令指定都市は、公職選挙法により、区の区域をもって選挙区とし、各選挙区の議會議員の定数は、人口に比例して条例で定めることとされています。また、その人口は最近の国勢調査人口によるものとされています。

現在の各区における議會議員の定数は、平成27年の国勢調査人口に基づき、平成30年3月28日開催の本会議において可決された「堺市議會議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例」により定められたものとなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

第2項

本市議会に設置されていた、小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費及び政務調査費の支出に関する調査特別委員会における調査経費につきましては、当委員会が作成した調査報告書に記載しています。なお、当報告書は堺市議会ホームページに掲載しておりますので、ご覧いただくことができます。

また、本市議会に令和元年6月21日に設置された、竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会における調査経費につきましては、当委員会の設置等にかかる決議において、本年度においては、400万円以内とすることとなっております。なお、当委員会における調査経費につきましては、今後、当委員会の調査が終了した際にお知らせできることとなりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

番 号	陳情第23号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第3項（企画部）

SDGs 未来都市である本市は、子育て、健康福祉、文化観光、産業、環境、人権、防災など、あらゆる分野においてSDGsの取組を推進しており、その中でも特に注力すべき取組として、本市における人口減少や高齢化などの地域課題の解決をめざし、泉北ニュータウンの再生の取組を位置付けています。

今後とも、行政、民間事業者、市民などの様々なステークホルダーとの連携を促進し、SDGs 未来都市として全国の先駆けとなるよう、SDGs の取組を推進してまいります。

第4項（ニュータウン地域再生室）

本市では、大阪府、近畿大学とともに、平成29年7月から「泉ヶ丘駅前地域のまちづくり」として、健康長寿の取組、近畿大学医学部等の開設効果、安全な交通環境の確保、公園及び緑道再整備案、近畿大学医学部等配置検討図案などについて、三原台校区の自治会や周辺マンション、幼稚園や小学校、中学校、また校区全体の住民や全市民を対象として、これまで合計38回にわたり説明会を重ねてきました。

これらの住民説明会で頂きましたご意見につきましては、市の考え方をご説明させていただくとともに、近畿大学では病院棟の高さを15階から10階に引き下げるこことや施設配置を近隣マンションから離すことの変更を行い、本市としても緑道や公園の再整備、交通対策、譲渡予定区域などについて、可能な限り検討案に反映してまいりました。

特に三原台校区については、平成30年11月の校区全体説明会を行い、加えて校区の約5,400戸全戸に説明会資料を配布するとともに、質問票を同封し、頂いたご質問等について同年12月に個別にご回答いたしました。

また、堺市都市計画審議会では、田園公園等の都市計画公園の変更に関する公聴会での公述人の意見とそれに対する市の考え方、および提出された意見書の要旨とそれに対する市の考え方を委員に説明するとともに、上述の説明経過や検討案の修正内容に加え、泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョンに定める将来像を実現する取組であることや、近畿大学医学部等の開設による泉ヶ丘地区における事業効果や今後の公園整備等についても委員に説明したうえで、審議がなされました。

本市といたしましては、今後とも引き続き、泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョンの実現に寄与する近畿大学医学部等の開設に向けた取組を進めていくとともに、都市計画審議会の付帯意見も踏まえ、田園公園、三原公園、泉ヶ丘公園の公園整備に際しては、地域住民の意見を十分に聞きながら、取り組んでまいります。

番 号	陳情第23号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項（ニュータウン地域再生室）（建設局公園緑地部公園緑地整備課）						
<p>近畿大学医学部等の開設は、安全・安心で健康に暮らせるまちづくりに寄与し、人口誘導効果として泉北ニュータウンの定住人口の増加や、泉ヶ丘駅前地域の交流人口の増加、経済波及効果による地域価値の向上など、将来にわたって多世代が快適に住み続けることのできる持続発展可能なまちづくりを実現するものです。</p> <p>また、同大学は、高度先進医療の提供をはじめ、市民福祉の向上や地域の活性化にも積極的に取組むとしております。本市といたしましても、泉ヶ丘駅前地域の活性化、ならびに高齢化が進む泉北ニュータウンの再生に向けたまちづくりの観点からも将来にわたり大きな効果があるものとして、都市計画公園の変更を行い、土地譲渡を行うものです。</p> <p>今回の都市計画変更では、泉ヶ丘地区の公園の配置や機能について検討を行い、地区公園の機能を田園公園から泉ヶ丘公園に移しましたが、田園公園は、引き続き日常的に近隣の方が利用する公園機能を確保して、近隣公園としています。</p> <p>残す田園公園・三原公園については、日常的に近隣の方が利用する公園機能を確保し、グラウンドや広場機能など必要な機能を最大限残すとともに、利活用できる緑空間を創出する等、公園全体で利便性の向上や機能向上を図り、地域の方々に親しんで頂ける公園として、再整備してまいります。</p>						
第6項（ニュータウン地域再生室）						
<p>本市では、旧泉北すえむら資料館を含む大蓮公園を「Park-PFI制度」を活かし、民間事業者の活力とアイディアにより、旧泉北すえむら資料館をカフェなどの便益施設、人々が集うためのコミュニティースペース、体験学習施設などの教養施設等で構成する複合施設に転用を図ることとしております。</p> <p>民間事業者の提案では、「大蓮公園全体を『OUR HOME PARK』（ふるさとの公園）をテーマとし、地域住民を主体とした幅広い世代が活用できる公園空間を生み出し、旧泉北すえむら資料館や自然を活かす形で次世代にとってのふるさとの公園を創造する」とされています。</p> <p>旧泉北すえむら資料館の屋上バーべキューや大蓮公園内のパンプトラックにつきましては、安全対策を万全に行うよう指導するとともに、民間事業者と連携し公園の利便を向上させ、適切な維持管理を行ってまいります。</p> <p>泉北ニュータウンのまちの価値を高め、「持続発展可能」なまちとするため、「パークライフコア」として、大蓮公園を市民が積極的に活用し、新たな価値とライフスタイルを創造・発信する拠点としてまいります。</p>						

番 号	陳情第23号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（行政部行革推進課）						
全事業の審査について						
<p>「みんなの審査会」は、平成22年度から平成27年度まで6年間実施していましたが、対象となった106事業に加え、事業所管部局においては、対象とならなかった事業にも見直し効果が進んできたこともあり、年々対象となる事業数や見直し効果額が減少していましたことから、一定の役割を果たしたとして平成27年度をもって終了しました。</p> <p>「みんなの審査会」により培われた、職員の事務事業の改善に係るノウハウや「事務事業の総点検」等を活用しながら、引き続き事業の改善・見直しに取り組んでいます。</p> <p>なお、「事務事業の総点検」では、市が実施する事務事業について、事業の対象や目的、内容、コスト等を明確にし、その活動や成果を客観的数値による指標等を用いながら評価・分析を行うとともに、PDCAマネジメントサイクルを通じて費用対効果の向上や行政資源の有効配分など、事務事業の継続的な改善・見直しに活用することを目的として実施しています。また、必要に応じて外部有識者の視点も取り入れて実施しています。</p>						
堺市の行財政改革の推進について						
<p>本市では、平成30年度から令和2年度を計画期間とする「第3期行財政改革プログラム」に基づき、本市の持続的な発展に向けた「質の高い公共サービスの実現」と「弹力的な行財政基盤の構築」を目的として、行財政改革に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、絶えず行財政改革に取り組み、より効果的・効率的な行財政運営を推進してまいります。</p>						

番 号	陳情第23号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第8項（選挙管理委員会事務局） 本年4月執行の統一地方選挙の際に中区で、同7月執行の参議院議員通常選挙の際に南区で、それぞれ1件の投票用紙2重交付がありました。 今回のミスの原因を追究し、どのようにすればミス（投票用紙の2重交付など）を防げるか 関係者全員で議論し、問題を共有して、対策を練っていきます。			

番 号	陳情第23号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第9項（危機管理室危機管理課）（各区役所企画総務課・自治推進課）（市民人権局市民生活部市民協働課）</p> <p>本市では堺市地域防災計画におきまして災害規模に応じた職員動員計画と配備体制を定めています。震度6弱以上の地震発生時や大津波警報発表時、また風水害など甚大な被害が想定される場合には、市長をトップとする災害対策本部体制のもと、全職員が参集することとなり、所属のほか、指定避難所や居住地に近い区役所など、あらかじめ定めたところに交通機関途絶時にとっても、自転車、徒歩などにより可能な限り参集することとなっています。</p> <p>災害時には行政も被災し、人的、物的な資源が不足するため、あらかじめ優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、行政機能維持に必要な資源の確保を図ることを目的に業務継続計画を策定しています。</p> <p>また、平成30年2月に災害時受援計画を策定しており、他都市からの応援職員の受入体制を構築することで、より実効性の高い業務継続体制が確保できると考えています。今後も迅速・的確な被災者支援を行えるよう、引き続き体制の整備に努めてまいります。</p> <p>地域防犯への取組みについては、地域が行う防犯灯や防犯カメラの設置に対し補助制度を設け、設置を推進するとともに、本市では、市立全小・中学校や駅周辺、公園などの公共施設等へ防犯カメラを設置するなどの防犯環境の整備、防犯パトロール用品の支給や青色防犯パトロール活動の支援などの自主防犯活動への支援、ホームページや広報紙での情報発信や防犯キャンペーンの実施などの広報啓発活動を実施しています。今後とも、地域の自主的な防犯活動の支援をはじめ、大阪府警察他関係機関と連携しながら、地域防犯に取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第23号	所管局	環境局
-----	--------	-----	-----

件 名	行政にかかる諸問題について
-----	---------------

第10項（環境事業部環境業務課）

本市の一般家庭ごみの回収につきましては、生活ごみを週2回、資源ごみ（缶・びん、ペットボトルを月2回、プラスチック製容器包装を週1回、小型金属を月1回）を無料で定期回収しており、別途申込みで出す粗大ごみ及び、引っ越しなどで一度に大量に出される臨時ごみにつきましては有料となり、排出個数、排出量に応じた料金を、排出した本人から徴収しています。

また、事業等から出されるごみにつきましては、排出事業者自身が処理の責任を負うため、処理費用は事業主が負担します。

なお、原因者を特定できない不法投棄ごみを処理する場合は、その投棄された場所の管理責任者である所有者・管理者の負担となります。

番 号	陳情第23号	所管局	建設局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項（公園緑地部公園監理課）						
<p>泉北ニュータウンでは、平成27年度より緑道樹木の更新事業を進め、安全・安心の確保などに取り組んでいます。また、子どもが安心して遊べるよう遊具等の点検・調査を実施しているほか、夜間パトロールにより、街路灯については樹木による遮光や不点灯の確認、さらに、清潔で使いやすいトイレの管理に向け清掃なども適宜実施しています。</p> <p>これらの取組みを通じて、今後も市民の皆様が安心で快適にご利用いただける公園の環境整備を進めてまいります。</p>						
第12項（道路部道路計画課）						
<p>幹線道路の混雑解消には、道路ネットワークとしての連続性を確保することによって既存の道路の交通機能を充分に発揮させ、交通の円滑化を図ることが重要です。</p> <p>本市における都市計画道路の整備率は約72%となっており、現在14区間約15.6kmについて鋭意事業を進めております。今後も引き続き事業中路線の早期完成を目指すとともに、残りの事業につきましても順次事業化し道路ネットワークの形成を図ることで、円滑な交通の確保に努めてまいります。</p>						
第13項（公園緑地部公園緑地整備課）						
<p>原山公園再整備運営事業は、屋外プールの整備だけでなく、一年を通して健康づくりのできる屋内施設や多目的広場の新設、緑道のバリアフリー化など原山公園全体を再整備し、20年間、公園全体の維持管理運営を行う事業です。</p> <p>本事業にかかる事業費は、建設費、設計費及び20年間の維持管理運営費をあわせて、約47.1億円としてPFI事業者と契約を締結しております。</p> <p>なお、事業費のうちの相当額を建設費が占めています。</p> <p>事業の実施に当たっては、本事業はPFI手法を取り入れ、民間活力のノウハウを発揮するとともに、PFI事業者の計画よりも大きな収益があった場合は、本事業における維持管理費に還元することとなっております。</p> <p>今後とも、適正に事業を実施するよう、PFI事業者を指導・監督してまいります。</p>						

番 号	陳情第23号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第14項（学校教育部学校指導課・中央図書館総務課）						
<p>本市教育委員会では小・中学校の各家庭に「家での7つのやくそく」を配付して、本を読む時間をつくるよう呼びかけるなど、家庭と連携して読書習慣の推進を図っております。また、小学校学校図書館への巡回訪問や図書の選書支援など、市立図書館と連携した取組も現在進めているところです。</p> <p>今後も、学校図書館の読書センター機能、学習センター機能、情報センター機能の充実を進め、学校図書館教育の推進を図ってまいります。</p> <p>また、昨年度改定した『堺市子ども読書活動推進計画』に基づき、図書館・家庭・地域・学校園など様々な場で子どもの読書活動に関わる方々との連携と協働により読書環境を整え、子どもの読書活動の推進を図ってまいります。</p>						
第15項（学校教育部学校指導課）						
<p>平成31年度全国学力・学習状況調査の本市結果については、小学校算数において、全国平均正答率を上回っており、中学校英語は全国平均正答率と同程度の結果でありました。また、大阪府の平均正答率を上回る教科もあります。</p> <p>本市では、今後も児童生徒の学力向上をより一層図るため、各校において結果の分析や取組の検証を行い、児童生徒が主体的に考える授業の充実に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第24号	所管局	市長公室			
件 名	個人情報保護審議会について					
(広報部市政情報課)						
個人情報保護審議会（以下「審議会」）への諮問案件のうち、個人情報開示請求に係る不服申立事案については個人情報保護の観点から非公開としています。						
次に、電子計算機処理に係る事案、個人情報の収集及び利用・提供に係る事案（制度審議事案）については原則公開としています。ただし、諮問担当課及び関係課においてセキュリティの詳細が明らかになれば電算システムへの攻撃等、本市の事務遂行に支障をおよぼす恐れがあるとした事案の審議につきましては、審議会の決定により非公開で実施することがあります。						
なお、平成30年度に開催した8回の審議会の審議内容はすべて不服申立事案であり、公開対象である制度審議事案はありませんでした。						
公開で行った審議会の会議要点記録につきましては、市ホームページ及び市政情報センターへの配架により引き続き公開してまいります。また、情報公開・個人情報保護制度運用状況につきましても、市ホームページにより引き続き公開してまいります。						

番 号	陳情第25号	所管局	総務局			
件 名	聴覚障害者施策等の充実について					
第1項（行政部総務課）						
<p>本庁舎には、非常時であることを視覚的に周知する設備として、各避難口に設置している誘導灯があります。この設備は防災監視盤と連動しており、庁舎内で火災等が発生した際にライトが点滅し、非常時であることを知らせることができます。</p> <p>なお、市役所本館地下1階の食堂「森のキッチン」内に、非常時であることを視覚的に周知する設備の設置に向けて、機器選定を進めているところです。</p>						

番 号	陳情第25号	所管局	健康福祉局			
件 名	聴覚障害者施策等の充実について					
第2項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」については、手話を言語として位置づけ、市民に対する手話への理解促進や普及を図るとともに手話だけでなく障害者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を促進することを目的として、平成29年4月から施行しております。</p> <p>条例の理念を実現するに当たり、「施策の推進方針」に基づく実効性のある取組を進めいくためにも条例第9条に規定するとおり障害当事者や有識者などから意見を聞きながら、施策に反映することにより、障害者のコミュニケーション支援のための施策を進めてまいります。</p>						
第3項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>障害福祉施策の推進に当たっては、適宜、障害当事者や関係団体の代表者等のご意見を伺うなど、現状の課題やニーズ等の把握に努めてまいります。</p>						
第4項（障害福祉部障害施策推進課）（危機管理室防災課）						
<p>本市では、平常時は、聴覚障害者情報提供施設において、登録手話通訳者及び要約筆記者の派遣を始め、聴覚障害者へのさまざまな支援を行っているところです。しかしながら、災害時には、支援者も被災者となる可能性があり、平常時と同様の体制を確保することが困難と予想されます。</p> <p>そのような状況の中で、災害時に、聴覚障害者情報提供施設がどのような役割を担っていくべきかについては、堺市全体の防災体制のあり方の中で検討してまいります。</p> <p>また、アンブルボードにつきましては、避難所等における聴覚障害者への情報提供のために役立つ物品の1つとは認識していますが、現在のところ、各区役所に設置することは考えておりません。</p>						
第5項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>災害時における市と健康福祉プラザとの連携については、堺市全体の防災体制のあり方の中で検討しているところです。</p> <p>また、健康福祉プラザでは年2回防災・避難訓練を実施しております。なお、健康福祉プラザは福祉避難所に指定されていることから、備品については開設時に必要に応じ準備されますが、今後とも、さまざまな方々の意見をお聞きしながら、研究してまいります。</p>						

番 号	陳情第25号	所管局	健康福祉局
-----	--------	-----	-------

件 名	聴覚障害者施策等の充実について
-----	-----------------

第6項（障害福祉部障害施策推進課）

警察への連絡についてもファックス、メールでも緊急連絡ができます。

事故の内容、用件、発信者の連絡先を明記して、次の連絡先に送付してください。

緊急FAX110番：FAX 06-6941-1022 (大阪府警察本部)

緊急メール110：m110@police.pref.osaka.jp ※緊急の用件以外は使用できません。

なお、聴覚・言語機能障害のある方が、スマートフォンなどを利用して、音声によらない119番通報ができる「Net119緊急通報システム」を本年3月に導入したところですが、同様に110番通報ができるシステム等につきましては、機会を捉え、大阪府警察本部に要望してまいります。

第7項（障害福祉部障害施策推進課）

ハローワーク堺では、月2回（第2・第4金曜日の13時から17時）手話協力員を配置し、それ以外の日程では、担当職員が筆談等を行い、コミュニケーションを行っているとのことです。

また、本市におきましては、聴覚障害者相談員を各区役所に配置しており、聴覚障害者等の社会参加及び日常生活に関する相談に応じて必要な支援を行っておりますので、ご相談ください。

第8項（障害福祉部障害施策推進課）

障害福祉部及び各区地域福祉課で障害福祉関係業務を新たに担当することとなった職員を対象に年度当初に研修会を実施しており、その機会を活用して手話を学ぶ時間を設けております。

昨年度は、各区役所において窓口職員向け手話研修を実施いたしました。

また、平成29年度から庁内各課職員を対象として、手話を始めとする障害のある方とのコミュニケーションに係る研修を実施しております。

今後とも、さまざまな機会を捉えて、本市職員に対する手話の普及啓発に努めてまいります。

なお、講師の依頼先につきましては、研修の趣旨や内容に応じて、その都度選定してまいります。

第9項（障害福祉部障害施策推進課）

手話通訳者派遣事業における登録手話通訳者の登録試験につきましては、聴覚障害者の情報保障を適切に行うことができる知識や技術等を有する人員の確保が必要であることから、視覚・聴覚障害者センターの協力も得ながら、本市が責任を持って実施しております。

なお、質の高い手話通訳者を確保できるよう、養成、試験、派遣を一貫して行うことの妥当性を含め、効果的かつ効率的なあり方を引き続き検討してまいります。

番 号	陳情第25号	所管局	健康福祉局			
件 名	聴覚障害者施策等の充実について					
第10項（障害福祉部障害施策推進課）						
本市主催の行事等への手話通訳者の派遣については、今後も全庁的に周知するとともに、民間団体主催の行事等に関しては、主催者において配慮がなされるよう周知してまいります。						
第11項（障害福祉部障害施策推進課）						
頸肩腕特殊検診については、視覚・聴覚障害者センターで登録手話通訳者全員を対象に問診を行っており、医師の診断が必要な方について、受診の機会を設けています。						
今後も継続して検診を実施するとともに、登録手話通訳者研修の中でストレッチングや頸肩腕障害についての知識の普及などに努めてまいります。また、通訳が長時間にならないよう交代を徹底し予防に配慮してまいります。						
第12項（障害福祉部障害施策推進課）						
登録手話通訳者につきましては、聴覚障害者が届出、相談等のために公的機関に赴く場合など、さまざまな場面で手話通訳による情報保障を担っていただきしており、通訳者の派遣先が必ずしも病院に限定されていないこと等を踏まえると、感染リスクが業務遂行に伴うものと位置づけるのは困難であり、一律に予防接種等の対策を行うことは困難と考えております。						
第13項（障害福祉部障害施策推進課）						
現在実施している「手話通訳者養成講座」は、今後も引き続き実施していく予定です。						
また、カリキュラム内容については、国が示しているカリキュラム等を踏まえつつ、必要に応じて関係者と意見交換等を行いながら、今後とも内容の充実に努めてまいります。						
第14項（障害福祉部障害施策推進課）						
視覚・聴覚障害者センターでは、登録手話通訳者を対象に各種研修会を開催し、スキルアップを図っております。						
今後とも、研修内容等の充実に努め、障害の理解の促進と技術向上に取り組んでまいります。						
第15項（障害福祉部障害施策推進課）						
視覚・聴覚障害者センターが行う手話講習会等の講師に対して研修を実施しているところであります、別途、講師のスキルアップを目的とした研修費用の補助については、現在のところ考えておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。						
第16項（障害福祉部障害施策推進課）						
視覚・聴覚障害者センターの開所時間については、業務仕様書に従って当該施設の指定管理者により提案された内容に基づき、定めているところです。						

番 号	陳情第25号	所管局	健康福祉局			
件 名	聴覚障害者施策等の充実について					
第17項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>現在、健康福祉プラザへのアクセスにつきましては、最寄りの「旭ヶ丘・健康福祉プラザ前」バス停を経由する堺東駅前～泉ヶ丘駅前の南海バスが1時間に2本程度運行しているところです。バスの本数の増便については、機会を捉えバス会社に要望してまいります。</p> <p>なお、現状では、公共交通機関等をご活用いただくことをお願いしておりますので、ご理解の程よろしくお願ひいたします。</p>						
第18項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>健康福祉プラザにおきましては、開所時間帯（午前9時～午後9時まで）を通じて、手話通訳が可能な職員等を1階総合受付に常時1名以上配置するとともに、必要に応じて、視覚・聴覚障害者センターと連携しながら、聴覚障害者に対応しているところです。</p> <p>また、職員の資質や利用者サービスの向上を図るため、健康福祉プラザ内で、職員向け手話講習会や職員も参加できる手話講座を開催しております。</p>						
第19項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>聴覚障害者相談員については、現在のところ正職員による聴覚障害者相談員の配置及び南区を除く複数体制化については困難と考えております。</p>						
第20項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>聴覚障害者相談員は、聴覚障害者が安心して生活できるよう日常の諸問題に関する相談に対応しており、相談があった際には、ご本人と十分コミュニケーションを図りながら、問題解決に努めているところです。今後とも、より丁寧に対応を行ってまいります。</p>						
第21項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>平成29年度から、庁内各課職員を対象として、手話を始めとする障害のある方とのコミュニケーションに係る研修を実施しており、昨年度は、さらに各区役所の窓口職員向け手話研修を実施しました。</p> <p>今後とも、さまざまな機会を捉えて、本市職員に対する聴覚障害者への理解に努めてまいります。</p>						
第22項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>本市におきましては、聴覚障害者が安心して生活できるよう、全区役所に配置している聴覚障害者相談員が日常の諸問題に関する相談に対応しております。相談があった際には、ご本人と十分コミュニケーションを図りながら、問題解決に努めており、現在のところ、生活相談員を別途配置することは考えておりません。</p>						

番 号	陳情第25号	所管局	健康福祉局			
件 名	聴覚障害者施策等の充実について					
第23項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>各区役所保健福祉総合センターの窓口において、聴覚障害者の日常の諸問題に関する相談は、聴覚障害者相談員が対応しているところですが、現状のところ、本市公的機関の全窓口において手話ができる職員を配置することは困難であると考えております。</p> <p>なお、一昨年度から、庁内各課職員を対象として、手話を始めとする障害のある方とのコミュニケーションに係る研修を実施しており、昨年度は、さらに各区役所の窓口職員向け手話研修を実施しました。</p> <p>講師の依頼先につきましては、研修の趣旨や内容に応じて、その都度選定してまいります。</p>						
第24項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>各区基幹相談支援センターに手話のできる職員を配置することについては、そのための財源確保が困難であり、現状の対応として、各区に配置している聴覚障害者相談員との連携を図ることで、適切な相談ができるように取り組んでまいります。</p>						
第25項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>本市では、障害者の社会参加を促進するため各施策を講じているところです。</p> <p>しかしながら、市民や市民団体の活動は、それぞれの自主性に委ねられており、施設の確保についても、各々の市民や市民団体等にお願いしているところです。</p>						
第26項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>病院等の医療機関におきましては、聴覚障害者の方に限らず、患者と医師等医療従事者との意思疎通が充分に行われ、信頼関係に基づいた医療が提供されることが重要です。</p> <p>本市といたしましては、病院等の医療機関に対し、手話講習会に参加いただけるよう、機会を捉えて周知に努めてまいります。</p>						
第27項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>堺市立総合医療センターにおきましては、平日の8時30分から17時まで、常時手話通訳ができる職員を配置しております。</p> <p>本市といたしましては、病院等の医療機関に対するご要望の趣旨や手話講習会への参加については、機会を捉えて働きかけてまいります。</p> <p>なお、入院中については、必要に応じて聴覚障害者相談員による対応や手話通訳者の派遣を行っておりますので、当該制度もご利用ください。</p>						

番 号	陳情第25号	所管局	健康福祉局			
件 名	聴覚障害者施策等の充実について					
第28項（障害福祉部障害施策推進課）						
病院に対するご要望の趣旨については、機会を捉えてお伝えしてまいります。						
第29項（障害福祉部障害施策推進課）						
国において字幕放送・解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針（平成19年10月総務省策定）」及び「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針（平成30年2月総務省策定）」に基づき、字幕放送時間数や取り組みは増えてきております。						
今後とも、機会を捉えて字幕放送普及の要望をしてまいります。						
第30項（障害福祉部障害施策推進課）						
各高速道路会社において、故障・事故・救急・火災などの状況をボタンで通報することができる非常電話の設置や、受話器を上げてから受話器を叩くなどの合図による通報への対応などを実施しておりますので、詳しくは、各高速道路会社にお問い合わせください。						
第31項（長寿社会部地域包括ケア推進課）						
各区役所にある基幹型包括支援センターにおいては、各区に配属している聴覚障害者相談員との連携等を図り、適切な相談ができるように取り組んでおります。						
また、基幹型包括支援センターの職員が手話の研修に参加し、手話について学び、知識の向上に努め、相談体制づくりを推進しております。						
第32項（長寿社会部介護事業者課）						
特別養護老人ホーム等の高齢者入所施設においては、職員が入所者とのコミュニケーションを積極的に図ることが大切であると考えており、施設への実地指導の際にも伝えているところです。						
手話のできる職員の養成、採用などについては、運営法人・施設に対しまして、その啓発に努めてまいります。						
第33項（長寿社会部長寿支援課）						
受益者負担の適正化の観点から、冷暖房費用を徴収しておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。						
第34項（長寿社会部長寿支援課）						
受益者負担の適正化の観点から、利用料を徴収しておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。						

番 号	陳情第25号	所管局	健康福祉局			
件 名	聴覚障害者施策等の充実について					
第35項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課） 本市といたしましては、障害福祉サービス事業所等に対し、手話講習会に参加いただけるよう、機会を捉えて周知に努めてまいります。						
第36項（1）（2）（障害福祉部障害施策推進課） 平成26年度から、大阪府、大阪市、堺市及び府内中核市（東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市及び寝屋川市）と合同で「盲ろう者通訳・介助者派遣事業及び養成等事業」を実施しており、盲ろう者通訳・介助者の養成研修を行っております。 本市登録手話通訳者にも、養成研修の案内を送付し、周知を行うとともに、登録手話通訳者研修会において、盲ろう者支援についての講習を行っているところです。						
第37項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課） 平成26年度から、大阪府、大阪市、堺市及び府内中核市（東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市及び寝屋川市）と合同で、「盲ろう者通訳・介助者派遣事業及び養成等事業」を実施しており、1年間で1,080時間利用できます。また、障害者総合支援法に規定する同行援護についても、月50時間利用することができますので、現行の制度利用をお願いいたします。						
第38項（1）（障害福祉部障害施策推進課）（建築都市局交通部公共交通課） おでかけ応援制度は、平成16年度に高齢者の社会参加を目的にスタートした制度であり、その後、平成25年度から公共交通の利用促進という観点を踏まえ、利用対象日の拡充を図ってきております。 おでかけ応援バスの利用対象者は、現在も、本制度の制定当初の対象者である「65歳以上の高齢者」であることを継承しておりますが、これは高齢者が今後もバスの主要な利用者となっていくこと、身近な交通手段を必要とすることなどのためです。 障害者については、民間バス会社等が実施する各種割引制度が設けられており、障害者本人とあわせて、介護者についても、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。 今後も障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から障害者に対する取り組みについて検討していきたいと考えております。						
第38項（2）（障害福祉部障害施策推進課） 各区役所には、聴覚障害者相談員を配置しており、盲ろうの方と触手話（手話）等を通じて、意思疎通を図っているところです。						

番 号	陳情第 25 号	所管局	健康福祉局			
件 名	聴覚障害者施策等の充実について					
第39項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、生活基盤となるグループホームの整備を促進するため、民間事業所が新たなグループホームを整備するに当たり、国庫補助金に上乗せをして市独自の整備費の加算を行っているほか、法人が既存住宅を活用して開設する際の改修工事費用、整備費とは別に新規開設する場合の初度設備、賃貸物件で新規開設する場合の初期費用の敷金・礼金に対してそれぞれ補助を行い、支援策を講じています。</p> <p>また、国庫補助金を活用した整備については、今年度から重度障害者の受入を行う事業者を優先的に選定することとしていますが、現在のところ、ろう重複障害者を専門的支援する事業者に限定した選定をすることは考えておりませんのでご理解ください。</p>						
第40項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」として、視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が一定数以上あって、意思疎通に関し専門性を有する職員を一定数以上配置する事業所に報酬を加算する制度がありますが、複数のグループホームを併せて運営している場合においては、一つの事業所として一定数以上の職員の配置がされていること等が加算の要件とされているところです。</p> <p>現在のところ、本市独自の加算などは困難と考えておりますが、国に対して、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう適切な人員配置基準の見直しや、それに見合う報酬単価の設定を要望しているところです。</p> <p>なお、手話講習会について、各事業所別による受講状況の把握は行っておりません。</p>						
第41項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>NPO障害者団体連合会への活動補助金の復活及び人件費補助につきましては、本市の財源に限りがあり、困難な状況ですのでご理解のほどお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第25号	所管局	建築都市局			
件 名	聴覚障害者施策等の充実について					
第42項（交通部公共交通課）						
<p>市内鉄道駅における電光掲示による情報提供設備につきましては、南海本線の浜寺公園駅、南海高野線の白鷺駅、初芝駅の3駅を除き、ホーム又は改札付近に設置されている状況でございます。なお、電光掲示板の設置されていない駅につきましては、掲示板及び駅係員による案内を行っていると伺っております。</p> <p>列車内の情報提供設備につきましては、車両の更新に合わせて対応が進められているところです。</p> <p>市といたしましては、更なる電光掲示による情報提供設備の充実や活用について、引き続き鉄道事業者に対応を求めてまいります。</p>						
第43項（交通部公共交通課）						
<p>本市では、南海本線と南海高野線の4駅が無人駅、また、南海本線の2駅とJR阪和線の4駅が時間帯によって窓口が閉鎖されている、いわゆる時間帯無人駅となっており、事業者に対して駅員の常時配置を継続して要望しているところです。</p> <p>また、筆談による対応が可能なテレビ電話機能付き「駅係員およびだしえインター」を設置して多様なニーズに対応している事例も既にあることから、聴覚障害のある方などへの当面の対応として、こうした設備の導入も検討いただくよう働きかけています。</p> <p>今後も、すべての人が安心して利用できる駅となるよう、鉄道事業者に対応を求めてまいります。</p>						
第44項（交通部公共交通課）						
<p>ご要望について、南海バスにお伝えしたところ、「バス停上屋については、当社ではこれまで、物理的に歩道が整備され、十分な幅員の確保を必要とする設置条件や各箇所のお客さまのご利用状況を鑑み、関係機関との調整の上、設置してきました。しかしながら、設備投資予算も限られる中で、昨年の台風による被害が発生し、修復を優先しており、また、ソーラー式電光掲示板の設置に関しても、費用が高額になることから慎重な判断が必要となり、現時点では新たに設置するのは厳しい状況にあります。なお、バスの運行状況については、パソコンや携帯電話・スマートフォン等でバスの運行情報を確認することができる「バスロケーションシステム」を導入しておりますので、そちらをご利用いただくことで運行状況を把握いただけます。」との回答がありました。</p> <p>市としましては、バス停上屋などバス待ち環境改善を事業者に働きかけるとともに、事業者とバスの運行状況を把握できるバスロケーションシステムの利用促進に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第25号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	聴覚障害者施策等の充実について					
第45項（学校教育部学校指導課・中央図書館総務課）						
<p>市立小中学校では、各学校の教育目標等に沿って選書を行い、手話に関する図書を含め、読書や学習に必要な図書を計画的に揃えております。</p> <p>また、本市立図書館では、手話に関する図書や辞書を閲覧室に配架し、市民の方々に提供しております。今後とも手話関係資料の充実に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第26号	所管局	市長公室			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
第1項（ニュータウン地域再生室）（健康福祉局健康部健康医療推進課）（建設局公園緑地部公園緑地整備課）						
<p>本市では、大阪府、近畿大学とともに、平成29年7月から「泉ヶ丘駅前地域のまちづくり」として、健康長寿の取組、近畿大学医学部等の開設効果、安全な交通環境の確保、公園及び緑道再整備案、近畿大学医学部等配置検討図案などについて、三原台校区の自治会や周辺マンション、幼稚園や小学校、中学校、また校区全体の住民や全市民を対象として、これまで合計38回にわたり説明会を重ねてきました。</p>						
<p>特に三原台校区については、平成30年11月の校区全体説明会を行い、加えて校区の約5,400戸全戸に説明会資料を配布するとともに、質問票を同封し、頂いたご質問等についても同年12月に個別にご回答いたしました。</p>						
<p>これらの住民説明会で頂きましたご意見につきましては、市の考え方をご説明させていただくとともに、近畿大学では病院棟の高さを15階から10階に引き下げるなど施設配置を近隣マンションから離すことの変更を行い、本市としても緑道や公園の再整備、交通対策、譲渡予定区域などについて、可能な限り検討案に反映してまいりました。</p>						
<p>本市といたしましては、引き続き、近畿大学医学部等の開設に向けた取組を進めていくとともに、都市計画審議会の付帯意見も踏まえ、田園公園、三原公園、泉ヶ丘公園の公園整備に際しては、地域住民の意見を十分に聞きながら、取り組んでまいります。</p>						
第2項（ニュータウン地域再生室）						
<p>平成29年8月19日（ガーデンハウスエスタシオン）及び同年8月20日（ウイズグラン泉ヶ丘）の説明会においては、基本協定書締結後、地域に対する説明までに時間を要したことについて、冒頭の挨拶でお詫びの言葉を申し上げたものです。それ以降、地元校区自治連合会定例会の機会をはじめ、単位自治会や周辺マンション等の地域に対する説明においてもお詫びの言葉を申しあげてきたことから、1年経過後の平成30年11月17日の説明会では、地域に対する説明までに時間を要したことについて、重ねてのお詫びの言葉を申し上げなかつたものです。</p>						

番 号	陳情第26号	所管局	市長公室			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
第3項（ニュータウン地域再生室）						
<p>本市では、大阪府、近畿大学とともに、平成29年7月から「泉ヶ丘駅前地域のまちづくり」として、健康長寿の取組、近畿大学医学部等の開設効果、安全な交通環境の確保、公園及び緑道再整備案、近畿大学医学部等配置検討図案などについて、三原台校区の自治会や周辺マンション、幼稚園や小学校、中学校、また校区全体の住民や全市民を対象として、これまで合計38回にわたり説明会を重ねてきました。</p> <p>これらの住民説明会で頂きましたご意見につきましては、市の考え方をご説明させていただくとともに、近畿大学では病院棟の高さを15階から10階に引き下げるこや施設配置を近隣マンションから離すことの変更を行い、本市としても緑道や公園の再整備、交通対策、譲渡予定区域などについて、可能な限り検討案に反映してまいりました。</p> <p>近畿大学医学部等の開設は、安全・安心で健康に暮らせるまちづくりに寄与し、人口誘導効果として泉北ニュータウンの定住人口の増加や、泉ヶ丘駅前地域の交流人口の増加、経済波及効果による地域価値の向上など、将来にわたって多世代が快適に住み続けることのできる持続発展可能なまちづくりを実現するものです。</p> <p>また、同大学は、高度先進医療の提供をはじめ、市民福祉の向上や地域の活性化にも積極的に取組むとしております。本市といたしましても、泉ヶ丘駅前地域の活性化、ならびに高齢化が進む泉北ニュータウンの再生に向けたまちづくりの観点からも将来にわたり大きな効果があるものとして、都市計画公園の変更を行い、土地譲渡を行うものです。</p> <p>今回の都市計画変更では、泉ヶ丘地区の公園の配置や機能について検討を行い、地区公園の機能を田園公園から泉ヶ丘公園に移しましたが、田園公園は、引き続き日常的に近隣の方が利用する公園機能を確保して、近隣公園としています。</p> <p>残す田園公園・三原公園については、日常的に近隣の方が利用する公園機能を確保し、グラウンドや広場機能など必要な機能を最大限残すとともに、利活用できる緑空間を創出する等、公園全体で利便性の向上や機能向上を図り、地域の方々に親しんで頂ける公園として、再整備してまいります。</p>						

番 号	陳情第26号	所管局	建築都市局			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
第4項（都市計画部都市計画課）（市長公室ニュータウン地域再生室）						
<p>本市では、大阪府、近畿大学とともに、平成29年7月から「泉ヶ丘駅前地域のまちづくり」として、健康長寿の取組、近畿大学医学部等の開設効果、安全な交通環境の確保、公園及び緑道再整備案、近畿大学医学部等配置検討図案などについて、三原台校区の自治会や周辺マンション、幼稚園や小学校、中学校、また校区全体の住民や全市民を対象として、これまで合計38回にわたり説明会を重ねてきました。</p> <p>これらの住民説明会で頂きましたご意見につきましては、市の考え方をご説明させていただくとともに、近畿大学と協議し、病院棟の高さを15階から10階に引き下げるなど施設配置を近隣マンションから離す等の修正を行い、緑道や公園の再整備、交通対策、譲渡予定区域などについても、可能な限り検討案に反映してまいりました。</p> <p>堺市都市計画審議会では、田園公園等の都市計画公園の変更に関する公聴会での公述人の意見とそれに対する市の考え方および提出された意見書の要旨とそれに対する市の考え方を委員に説明するとともに、近畿大学医学部等の開設による泉ヶ丘地区における事業効果や今後の公園整備等についても委員に説明したうえで、審議がなされました。</p>						

番 号	陳情第26号	所管局	建設局			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
第5項（公園緑地部公園監理課）（市長公室ニュータウン地域再生室）						
<p>大阪府、堺市、UR都市機構、大阪府住宅供給公社等で構成する「泉北ニュータウン再生府市等連携協議会」が平成23年に策定した「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」では、泉ヶ丘地区センターを中心に、隣接する田園公園等を含むエリアを対象範囲とし、当該地域における生活サービス機能に対する来街者及び居住者の視点として「病院・医療施設の設置を望む」ことや、「大学が地域との連携や地域貢献を図る機会を求める傾向がある」こと等を示しています。それらを踏まえ、今後の方向性と取組内容として、「駅前地域に、大学等のキャンパス、学校教育機関、学生が集う交流センター等の誘致を進める」ことや、「活用可能用地において、若者を中心とする学校教育機関を誘致する」こと、「公園や各施設を活用した健康づくりの促進を図っていく」こと等を掲げ、これらを実施するゾーンとして、田園公園を含むエリアを「教育・スポーツ交流ゾーン」として位置付け、学校教育機関の誘致や高齢者向けの健康づくり等のビジョン実現に向けた取組を進めてまいりました。</p>						
<p>そのような中、平成25年7月22日に大阪府及び近畿大学から堺市に対し、府営三原台第1住宅及び田園公園等の一部を移転候補地とした同大学医学部等の開設について打診があり、三者において、交通アクセス、立地条件等を総合的に判断するとともに、本市としても、泉北ニュータウン再生、泉ヶ丘駅前地域の活性化の観点から、同ビジョンの位置づけも踏まえ、まちづくりの面から将来にわたり大きな効果が期待でき、持続可能なまちづくりを実現するためにも当該地域で開設することが必要であると考え、当該地の選定に至ったものです。</p>						
<p>また、泉ヶ丘駅前地域の民間事業者の取組等を踏まえ、20年後のまちの姿や住民の暮らし方をイメージして、平成27年に同ビジョンを改訂しました。改訂した同ビジョンでは、田園公園を含む同大学が開設するエリア「教育・健幸コア」として位置づけ、実践的な教育・医療・研究機能を有するとともに、「健幸」社会の実現に向けた仕組みづくりの中核となる拠点とともに、ビッグバン周辺地を「子どもコア」として位置づけ、子どもが一日中愉しめる遊びの拠点・親も楽しく子育てができる拠点としました。これらのビジョンの実現により駅前地域の活性化及び将来の持続発展可能なまちづくりが進むものと考えており、実現に向けた取組を進めてまいります。</p>						
<p>田園公園及び三原公園の一部売却にあたっては、2者の鑑定会社へ鑑定を依頼し、適正に価格を設定しています。また、鑑定士が鑑定した土地価格についても堺市財産規則第6条に則り、不動産の処分の妥当性について堺市不動産審査委員会の審査を受け、必要な事項を審議し売却価格を決定しています。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	危機管理室			
件 名	障害者施策等の充実について					
第1項（1）（危機管理室危機管理課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）（各区役所企画総務課・自治推進課・保健福祉総合センター地域福祉課） <p>発災時に的確な避難行動が行えるよう避難訓練を行うことは重要な取り組みであるため、地域の自主防災組織が各区役所や消防局と協働し、地域の実情に応じて積極的な活動を進めております。</p> <p>従来からの初期消火や救出救護に加え、避難所運営訓練や要配慮者の避難誘導訓練を実施している地域もあり、市としても、今後もこれらの取り組みを推進してまいります。</p>						
第1項（2）（3）（4）（危機管理室危機管理課）（教育委員会事務局学校教育部） <p>本市では、各校区の実情に合わせた取組の促進、継続による更なる防災力の向上を目的とした「地域防災力向上マニュアル」を作成し、校区の防災活動に活用いただくため、校区自主防災組織に配布しています。</p> <p>このマニュアルには、指定避難所となる学校と地域が連携・協力した事例等を紹介しており、地域で障害者や高齢者等の避難行動要支援者対応や外国人等の要配慮者の視点を含めた対応を具体的に検討いただく際の参考にしていただきたいと考えています。</p> <p>今後も関係部局間で連携し、避難所での適切な環境整備に向けて取り組んでまいります。</p> <p>障害者用トイレについては、全ての指定避難所に設置しているほか、災害時に断水した際に活用するマンホールトイレを全小学校に整備しています。このマンホールトイレは、5基セットで設置されており、うち1基が障害者用となっており、自主防災訓練等の機会を通じて更なる障害者利用の理解促進に努めて参ります。</p>						
第1項（5）（危機管理室防災課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課） <p>小中学校等の指定避難所での避難生活が困難な障害者等の要配慮者にとって良好な避難生活を確保するため、福祉避難所をはじめ医療施設や入所施設など、よりきめ細やかな避難体制の構築に向けて検討を進めてまいります。</p>						
第1項（6）（危機管理室防災課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課） <p>地域における避難者の支援拠点となる指定避難所で、在宅避難者の把握が必要であり、特に福祉的ニーズの高い避難行動要支援者の把握が重要と考えています。そのため、地域の皆様と共に避難行動要支援者一覧表の活用方法について様々な検討を行っています。特に、障害者等の支援が必要な在宅避難者に対する安否確認や物資提供等の支援については、福祉サービス事業者や地域住民の方による支援、協力の仕組みづくりに向けて引き続き検討してまいります。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	危機管理室			
件 名	障害者施策等の充実について					
第1項（7）（危機管理室防災課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課） ビッグアイで行われているリーダー養成講座をはじめ、有効な研修・講座を活用し、障害者の視点を重視した避難所運営や地域の防災を進める人材の育成に引き続き努めてまいります。						

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第2項（1）（障害福祉部障害者支援課）						
<p>障害福祉サービスの利用者負担については、平成24年4月から、所得に応じて負担額が決まる応能負担に変更されており、低所得の方の場合、負担が生じないようになっています。</p> <p>また、災害や生計の主たる者の失業、死亡など、特段の事情がある場合は、負担の減免ができることになっています。</p> <p>利用者負担が生じるためサービスを利用できないような方がおられましたら、区役所や障害者基幹相談支援センター等、相談窓口もございますので、ご相談ください。</p> <p>収入認定の対応については、基本合意の内容を含め、国の動向等を注視してまいります。</p>						
第2項（2）（生活福祉部医療年金課）						
<p>現行の国民年金制度では、未加入や保険料の滞納等により無年金者や低額年金受給者が発生しているため、国においては、公的年金制度全体の改革が検討されているところです。</p> <p>本市といたしましては、障害基礎年金についてその認定基準を緩和し、対象者の拡大を図るとともに、障害者の生活の質の向上が図れるよう障害基礎年金の増額について国に要望してまいります。</p>						
第2項（3）（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>生活保護制度は、最後のセーフティネットとしての重要な役割を担っており、国民の信頼を得て効果的に機能していく必要があるため、今後とも在り方について慎重に検討するよう国に伝えてまいります。</p>						
第2項（4）（障害福祉部障害者支援課）						
<p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、食事提供体制加算が継続されることとなりました。</p> <p>本市としましても、国の制度として継続して実施されるよう、また、利用者や事業者の実態に見合う必要な単位数が設定されるよう要望しているところです。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第2項（5）（障害福祉部障害者支援課）						
<p>本市においては、令和元年8月に「障害福祉・介護保険サービスの併用に関するガイドライン」の改定を行ったところです。これにより、現状で介護保険に移行された場合で介護保険に相当するサービスがあるときは、障害の状況等により介護保険サービスのみでは支給量を確保できないなどの一定要件を満たせば、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護を受けやすくなるよう見直しを図っております。</p> <p>また、介護保険に移行された場合であっても、サービスの内容や機能から、介護保険には相当するものがない障害福祉固有のサービスと認められるものについては、当該障害福祉サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>今後も、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、利用者の個々の障害特性に応じた必要な支援を提供することができるよう取り組んでまいります。</p>						
第2項（6）（長寿社会部地域包括ケア推進課・障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>国においては、これまで障害福祉人材の処遇改善として報酬単価の引き上げや処遇改善加算の拡充が行われ、平成29年12月に定めた「新しい経済政策パッケージ」においても、経験・技能のある職員に重点化を図りながら人材確保のための取り組みが進むよう、今年10月から介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うとされ、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善が示されています。</p> <p>本市においても、障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催する等、人材確保の支援に努めているところです。</p> <p>また、新任の相談支援専門員に対し「相談支援サポート事業」などの研修を実施するとともに、サービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」やグループホームの運営を担うサービス管理責任者等を対象とした「グループホーム事業者研修」を実施する等、人材の育成や定着を目的とした取組を行っています。</p> <p>更に、市独自の事業として、医療的ケアが必要な重症心身障害者を多数受け入れる事業所での看護職員の配置や重度障害者を受け入れるグループホームを運営する事業所での生活支援員及び看護職員の配置に対し補助を行うとともに、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、質の高い介護人材を安定的に確保し、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、適切な人員配置基準の見直しや、それに見合う報酬単価の設定を国に要望しているところです。</p> <p>また、高齢福祉分野における、介護人材の確保及び育成に関しては、「働きやすく魅力あふ</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<p>れる介護事業所等表彰」として、労働環境の改善や業務効率の向上等についての優れた取組を行っている介護事業所表彰に併せて、事業所表彰に応募した事業所のうち、同一法人で10年以上継続して働き、高齢者の自立支援や地域貢献等、幅広い視野で介護サービスの質の向上に寄与している職員を表彰する「きらめき職員表彰」を実施しています。表彰された事業所等の取組を他の事業所に波及させ、介護人材の確保及び定着、介護に対するイメージの向上につなげることを目的として取り組んでいます。</p> <p>また、研修体制を構築し、新任期、中堅期、管理期を対象に実施しています。管理期では、介護現場の生産性の向上や外国人人材活用をテーマに研修会を実施しています。中堅期では、マネジメントを学ぶ研修として、現場に必要な研修を計画するプロジェクトチームを結成し、新任期から中堅期向けの研修会を実施するなど、人材育成に向けた取組を行っています。</p> <p>その他、高齢者福祉施設職員の研究活動等の発表を通じ、市内の高齢者福祉に関わる職員とともに学び合い、日々の業務の活力とすること、また、福祉と介護の魅力を社会に発信することを目的として「さかい福祉と介護の実践発表会」を開催しています。また、これと同時に学生等を対象とした就職相談会を開催しており、人材確保に努めています。</p> <p>本市の介護福祉人材の状況をみながら、介護福祉職員が働く職場環境の課題を把握し、処遇の改善につながるよう国に要望してまいります。</p> <p>今後も、介護福祉の人材確保・育成に努めるとともに、人材の定着に向け、職場環境の改善につながる取組を推進してまいります。</p>						
<p>第2項（7）（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>現在のところ、本市独自の加算などは困難と考えております。</p> <p>国に対しては、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう適切な人員配置基準の見直しや、それに見合う報酬単価の設定を要望しているところです。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第3項（1）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>本市では、グループホームの整備を促進するため、民間事業所が新たなグループホームを整備するに当たり、国庫補助金に上乗せをして市独自の整備費の加算を行っているほか、法人が既存住宅を活用して開設する際の改修工事費用、整備費とは別に新規開設する場合の初度設備、賃貸物件で新規開設する場合の初期費用の敷金・礼金に対してそれぞれ補助を行い、支援策を講じているところです。</p> <p>また、地域における重度障害者の暮らしの場を確保するため、重度障害者を受け入れるグループホームを行う事業所に対し、生活支援員の増員及び看護職員の配置に対して補助を行う「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」を実施し、平成30年度からは、新たに強度行動障害を対象とともに、生活支援員の配置にかかる補助の充実、看護職員の柔軟な支援体制を確保できるよう配置に係る補助要件を緩和するなど重度重複障害の方に対する支援を拡充しているところです。</p> <p>今後も引き続き、重度重複障害の方が安心して暮らせるよう、グループホームの量的拡大と機能強化に取り組んでまいります。</p> <p>また、グループホームの地域での受け入れについては、障害に対する正しい理解や幅広い関心が得られるよう障害者週間等におけるイベントや出前講座などを通じた啓発の取組を推進してまいります。</p>						
第3項（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>本市では、重度の障害がある方も、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療的ケアが必要な重症心身障害者を多数受け入れる生活介護事業所に対し、看護職員を配置するための補助や短期入所において、強度行動障害のある方や医療的ケアを必要とする方など重度障害者に対し十分なケアが行えるよう、重度障害者の受入れに対して補助を行っています。</p> <p>また、グループホームにおいても、法人が既存住宅を改修してグループホームを開設する際の改修工事費用に対する補助や重度障害者を受け入れるグループホームを行う事業所に対し、生活支援員の増員及び看護職員の配置に対して補助を行っています。</p> <p>今後も引き続き、障害のある方が地域で安心して暮らせるよう支援の充実に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第3項（3）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>本市では、障害者の重度化や高齢化が進むなか、障害者が住み慣れた地域で家庭的な雰囲気のもと、共同生活ができる「暮らしの場」としてグループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。</p> <p>量的な拡大としては、国庫補助金に上乗せをして市独自の整備費の加算を行っているほか、法人が既存住宅を活用して開設する際の改修工事費用、整備費とは別に新規開設する場合の初度設備、賃貸物件で新規開設する場合の初期費用の敷金・礼金に対してそれぞれ補助を行い、支援策を講じているところです。</p> <p>機能強化としては、グループホームにおける生活支援員の増員及び看護職員の配置に対して補助を行う「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」を実施し、平成30年度からは、新たに強度行動障害を対象とともに、生活支援員の配置にかかる補助の充実、看護職員の柔軟な支援体制を確保できるよう配置に係る補助要件を緩和するなど重度重複障害の方に対する支援を拡充しているところです。</p> <p>今後も引き続き、グループホームの量的拡大と機能強化に努めてまいります。</p>						
第3項（4）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>国においては、障害者の重度化・高齢化を踏まえ、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置基準を設定するなどした「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されたところです。</p> <p>本市におきましても、重度障害者を受け入れるグループホームを行う事業所に対し、生活支援員の増員及び看護職員の配置に対して補助を行う「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」を実施し、機能強化を図っているところであり、今後も引き続き、グループホームの量的拡大と機能強化に努めてまいります。</p> <p>また、協議の場については、「堺市障害施策推進協議会」に新たに「日中サービス支援型グループホーム専門部会」を設置し、事業指定の申請時及び事業開始後定期的に評価の場を設けることとしています。専門部会は事業可否に関する決定権はありませんが、地域に開かれたサービスを実施し、よりよいグループホームとなるよう、運営方針や活動内容について必要な要望や助言等を聴くこととしているところです。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第4項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者・児の地域生活支援のための機能として「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。</p> <p>本市では、既存の事業を有効に活用することにより、5つの機能を複数の機関が分担して担う面的整備に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、地域全体で支えるサービス提供体制を行うためには、個々の機能だけではなく、必要に応じて各機能を有機的に結び付け、連携していくことが重要であると考えております。</p> <p>今後も、障害のある方が安心して地域生活を送ることができるように、各機能の個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、5つの機能が効果的に連携できる支援のあり方を国・の動向も踏まえながら研究してまいります。</p>						
第5項（障害福祉部障害者支援課）						
<p>本市では、「堺市障害者短期入所事業運営費補助」として、職員体制を確保するため、単独型短期入所事業所への加算を行うとともに、強度行動障害のある方や医療的ケアを必要とする方など重度障害者に対し十分なケアが行えるよう、重度障害者の受入れに対し、加算することで短期入所事業所の量的拡大と機能強化に取り組んでいるところです。</p> <p>また、介護者が入院などの緊急時において、ショートステイを利用できるようベッドを2床確保しています。</p>						
第6項（1）（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>（1）現段階では、まず、ヘルパー全体の人材確保が、急務であると考えておりますが、同性介護の観点等から、男性のヘルパーの必要性についても認識しております。</p> <p>必要なサービスを安定して提供できるよう、今後とも、国に対して、適切な報酬単価を設定できる財源の確保について強く要望してまいります。</p>						
<p>（2）本市といたしましては、手話のできるヘルパーが増えるよう、事業者に本市の手話講習会を案内し、ご協力を願いしているところです。また、平成26年度から、大阪府、大阪市、堺市及び府内中核市（東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市及び寝屋川市）と合同で「盲ろう者通訳・介助者派遣事業及び養成等事業」を実施しており、盲ろう者通訳・介助者の養成研修を行っております。</p> <p>本市登録手話通訳者にも、養成研修の案内を送付し、周知を行うとともに、登録手話通訳者研修会において、盲ろう者支援についての講習を行っているところです。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第6項（3）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>平成24年度から、本市主催で居宅介護の指定事業者のスキルアップのための研修を開催しております。昨年度は、2月と3月に強度行動障害をテーマとした研修を行いました。市としては、各事業所の管理者を中心に研修を行い、その後の法人内の伝達研修等を行うことが、より多くの事業所がスキルアップできる、効率的かつ有効的な手段であると考えております。</p> <p>今後も引き続き研修を実施し、適切な支援が行える人材育成を図っていきたいと考えております。また、テーマにつきましても、毎年、事業所等の意見も踏まえながら検討してまいります。</p>						
第6項（4）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>国においては、これまで障害福祉人材の処遇改善として報酬単価の引き上げや処遇改善加算の拡充が行われ、平成29年12月に定めた「新しい経済政策パッケージ」においても、経験・技能のある職員に重点化を図りながら人材確保のための取り組みが進むよう、今年10月から介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うとされ、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善が示されています。</p> <p>本市においても、障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催するなど、人材確保の支援に努めているところです。</p> <p>また、新任の相談支援専門員に対し「相談支援サポート事業」などの研修を実施するとともに、サービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」やグループホームの運営を担うサービス管理責任者等を対象とした「グループホーム事業者研修」を実施する等、人材の育成や定着を目的とした取り組みを行っています。</p> <p>人材確保できる求人システムや人件費補助制度など本市独自の施策は現在のところ考えておりませんが、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、質の高い介護人材を安定的に確保し、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、適切な人員配置基準の見直しや、それに見合う報酬単価の設定を国に要望しているところです。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第6項（5）（障害福祉部障害者支援課）						
<p>支給量につきましては、障害者総合支援法では、障害福祉サービスの支給決定を行う際には、障害支援区分又は障害の種類、介護を行う者の状況、他の介護給付費等の受給の状況等を勘案して、支給決定を行う必要があることから、1か月を単位としてサービス量を定めなければならないと規定されています。市町村事業である地域生活支援事業についても、上記の考え方方に基づき1か月を単位として支給決定を行っているところです。</p>						
第6項（6）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>現在、JRや私鉄各社において、身体障害者または知的障害者に対して、旅客運賃について割引制度を設けており、介護者にも適用される場合もあります。バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、介助者についても割引制度が適用される場合もありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。</p>						
第7項（障害福祉部障害者支援課）						
<p>本市では、市内17か所に地域活動支援センターを設置し、障害のある方に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を送るための支援を行っています。</p>						
<p>各地域活動支援センターでは、開所曜日や時間、活動内容などを工夫し事業を実施しておりますので、ニーズに合わせてご利用していただきますようお願いします。</p>						
第8項（1）（2）（3）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>現在、JRや私鉄各社において、身体障害者及び知的障害者に対して、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度のご利用をお願いいたします。</p>						
<p>また、日中の事業所に通うために要する交通費に対して助成する「通所交通費補助制度」については、現在のところ、本市独自の補助は困難と考えておりますので、ご理解ください。</p>						
<p>なお、障害のある方への外出支援サービスに係る財政措置については、現在国に要望を行っているところです。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第9項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課・健康部健康医療推進課）						
<p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、重度訪問介護を利用している障害支援区分6の障害者が入院した場合に、本人をよく知るホームヘルパーが医療従事者との円滑な意思疎通の仲介を図るコミュニケーション支援等の提供が評価されることとなりました。また、本市では独自事業として、重度の障害のために意思疎通に支援が必要な方を対象に「堺市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。</p> <p>今後とも、障害者が地域で暮らし続けていくことのできる体制の確保に努めてまいります。</p>						
第9項（1）（健康部健康医療推進課）						
<p>市民の健康増進を推進する所管課として、貴団体と障害施策を推進する担当課との話し合い等の場には、必要に応じ同席をさせていただきます。</p>						
第9項（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課・健康部保健所保健医療課）						
<p>医師法第19条で、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、医療機関においては、障害の有無に関わらず、患者が必要な場合に医療を実施しているものと考えております。</p> <p>今後とも、医療機関において、障害者が安心して医療受診ができるように、障害への理解と対応について普及啓発を推進し、医療が必要な方が住み慣れた地域で暮らし続けていくよう取り組んでまいります。</p>						
第9項（3）（障害福祉部障害施策推進課・健康部健康医療推進課）						
<p>障害者児の受診への配慮につきましては、厚生労働省より、障害者差別解消法に基づく、医療関係事業者向けガイドラインが示されているところです。また、本市では、市内救急告示病院に対して同ガイドライン等についての周知を行うとともに、堺市立総合医療センターに対しても、同ガイドラインに基づく対応の徹底について依頼をさせていただいております。</p> <p>なお、医師法第19条で、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、堺市立総合医療センターを含めた医療機関は障害者を含め全ての患者に対し、医療機関が提供可能な医療を実施されると考えております。</p> <p>ただし、受診された方の病状により専門的治療が必要と判断した場合等には、専門病院への紹介を行うことがあると認識しております。</p> <p>今後とも、医療機関において、障害者が安心して医療受診ができるように、障害への理解と対応について普及啓発を推進し、医療が必要な方が住み慣れた地域で暮らし続けていくよう取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第9項（4）（障害福祉部障害施策推進課・健康部健康医療推進課）						
<p>健康福祉プラザ内の重症心身障害者（児）支援センター・ベルデさかいについては、重症心身障害のある方への医療、リハビリテーション等を提供するとともに、障害の状況等に応じて、かかりつけの医療機関と連携しているところです。今後も、さらなる医療機関との連携に努めてまいります。</p> <p>堺市立総合医療センターについては、同センターの運営方針にありますように、健康福祉プラザも含め地域医療機関との連携を推進してまいります。</p>						
第9項（5）（障害福祉部障害者支援課）						
<p>現在、10法人11事業所が緊急時対応事業の協力法人となっていますが、医療的ケアが必要な方の受け入れや対応は、困難な状況にあります。</p> <p>緊急時対応事業については、協力法人との関係者会議からの意見等を踏まえ、今後の方向性を研究してまいります。</p> <p>なお、ショートステイについては、平成30年度報酬改定において、医療的ケアの必要な方の受入れを支援するため、看護職員の配置に対するサービス費が創設されていますが、本市においても、市単独事業として、医療的ケアが必要な方などの受入れに対し、加算を行うなど機能強化を図っております。</p>						
第9項（6）（障害福祉部障害者支援課）						
<p>本事業は、重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院した場合に、本人をよく知るコミュニケーション支援員を病院に派遣し、医療従事者との円滑な意思疎通の仲介を図る事業です。派遣する支援員につきましては、本人をよく知り、また派遣という業務形態にもなじみやすいヘルパーとしているところです。</p>						
第9項（7）（障害福祉部障害施策推進課・健康部健康医療推進課）						
<p>医師法第19条で、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、近畿大学病院においても、障害者を含め全ての患者に対し、医療機関が提供可能な医療を実施されると考えております。</p> <p>障害者児の受診への配慮につきましては、厚生労働省より、障害者差別解消法に基づく、医療関係事業者向けガイドラインが示されているところです。今後とも、医療機関において、障害者が安心して医療受診ができるように、障害への理解と対応について普及啓発を推進し、医療が必要な方が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第9項（8）(障害福祉部障害施策推進課・健康部健康医療推進課)(子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課)						
<p>本年度から実施する『発達障害医療連携事業』は、発達障害の専門医療機関のネットワーク構築のほか、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修を行うものです。これにより、発達障害の方が日常受診することの多い小児科や精神科などの主治医等による一定水準の対応が可能になるだけでなく、耳鼻咽喉科や歯科など様々な診療科の医師等にも発達障害についての知識や対応を知っていただくことができ、よりよい受診環境が醸成されるものと考えます。</p>						
<p>なお、障害の有無に関わらず、患者が必要な場合に適切な検査や治療を受けることができるよう、医療機関は医療を実施しているものと考えております。</p>						
<p>今後とも、医療機関において、障害者が安心して受診できるように、障害への理解と対応について普及啓発を推進し、医療が必要な方が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう取り組んでまいります。</p>						
第9項（9）(生活福祉部医療年金課)						
<p>本市の重度障害者医療費助成制度は、大阪府福祉医療費助成制度に基づき実施しております。本市独自の助成制度につきましては、本市の限りある財源の中には、ご要望の制度化は困難な状況ですが、大阪府に対し制度化するよう要望してまいります。</p>						
第10項（長寿社会部長寿支援課）						
<p>①避難行動要支援者の訪問調査については、今後も、全校区で実施できるよう努めてまいります。</p>						
<p>②民生委員児童委員の障害者児理解の促進については、民生委員児童委員連合協議会に障害者福祉委員会を設置し、研修等を定期的に行っていっているところです。今後も、理解促進のため、研修等の充実を図ってまいります。</p>						
<p>③避難行動要支援者名簿については、本市では、全ての避難行動要支援対象者を記載した「避難行動要支援者リスト」をもとに、個人情報を地域へ提供することに同意した対象者のみを掲載した「避難行動要支援者一覧表」を作成しています。現在、訪問調査の対象外となっている方の一覧表への掲載については、本人同意を必要としているだけでなく、地域の防災活動などの取組とも密接に関係しています。今後、一覧表登載者拡大に向けた市民広報や事業者へ周知を進めるとともに、関係者の方々のご意見などを参考にしながら検討してまいります。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第11項（障害福祉部障害施策推進課・健康部健康医療推進課・保健所保健医療課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>緊急災害時の医療対策について、大阪府医療計画（平成30年3月版）では、基幹災害医療センターとして大阪急性期・総合医療センターを指定するとともに、地域災害医療センターには救命救急センターを中心に18病院を指定し、大阪府地域防災計画に位置付けられています。これらの災害拠点病院の他に、大阪府では、特定診療災害医療センターとして、循環器疾患や消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神医療など特定の疾患の対策の拠点として、大阪はびきの医療センターを始め、大阪国際がんセンター、大阪精神医療センター、大阪母子医療センターの4か所4病院が指定されています。</p> <p>本市では、堺市立総合医療センターが地域災害拠点病院となっており、それに加え、本市地域防災計画で位置づけた医療拠点となる施設「市町村災害医療センター」として大阪労災病院を指定するとともに、本市内の22病院を「災害医療協力病院」と位置づけ、災害時における患者の受け入れ体制を確保しています。</p> <p>他方、医薬品等の備蓄等について、災害時に備えた医療物資や医薬品の備蓄は欠かせないことから、災害拠点病院において、医薬品の備蓄を行っています。加えて、本市では、大阪府や堺市薬剤師会等と連携しながら、災害時における医薬品の確保に取り組んでいます。</p>						
第12項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>ヘルプマーク及びヘルプカードは、援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、また、それを見た方に支援を促すことを目的に作成したものです。</p> <p>本市としましても、ホームページやリーフレット等を活用し広報に努めているところですが、今後も様々な機会を捉え、広報・啓発に取り組んでまいります。</p>						
第13項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課）（危機管理室防災課）						
<p>それぞれの障害特性に応じた支援が行えるよう、障害種別ごとの支援のポイントなどを掲載している冊子『安心の第一歩』などにより、広く支援者への啓発に努めるとともに、個々の地域生活の実情に応じた各地域における個別計画にも役立てていただけるよう、地域との連携を図りながら、個別計画のための取組について検討してまいります。また、『安心の第一歩』については、ホームページ掲載の周知についても進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第14項（障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課） 計画相談支援及び障害児相談支援については、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の不足と質の向上が全国的な課題となっており、平成30年度障害福祉サービス報酬改定において、それらの課題を踏まえた見直しが行われたところです。21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議において、引き続き国に対して、改定後の実態に即した見直しを要望しております。						
本市におきましては、引き続き、必要な人が計画相談支援等を利用できるよう、事業所開設の働きかけ、相談支援従事者初任者研修にかかる市町村推薦枠の活用等を行い、相談支援事業所及び相談支援専門員の拡大に取り組んでまいります。また、新任相談支援専門員が安心して活動できるよう手引書の作成や勉強会によるサポートを行うなど、人材の育成に努めてまいります。						
第15項（障害福祉部障害者支援課） 紙おむつ等の給付につきましては、市の実施する地域生活支援事業の日常生活用具給付事業に位置付けて、ぼうこうや直腸、脳原性の障害の方、四肢や体幹の機能障害者・児を対象に給付しております。 ストマ用装具に代えて紙おむつを支給する事業であり、現在のところ、対象者の拡大や新たな補助は考えておりませんのでご理解ください。						
第16項（障害福祉部障害者支援課） 重度障害者福祉タクシー利用助成制度については、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。 本市の財源に限りがある中、現在のところ利用枚数を増やすことについては考えておりませんが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行ってまいります。						

番 号	陳情第27号	所管局	子ども青少年局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第17項（1）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しているところであり、今後とも国基準を念頭に置き、適正な職員配置に努めてまいります。						
第17項（2）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
今年度の指定管理料におきましては、送迎バスの増車に伴うバス借上料と、添乗する保育士の入件費の増額分を見込んで積算し、今年度4月からジャンボタクシーを増車しました。						
また、送迎ルートについても、長時間乗車するお子さんができる限り少なくなるように、指定管理者において毎年見直しを行っています。						
今後も、通園バスの運行につきましては、安全な運行を確保し、利用するお子さんと保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう、引き続き検討してまいります。						
第17項（3）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
単独通園につきましては、今年度から、4・5歳児の日数を週1日から週2日に増やしました。						
リハビリにつきましては、（えのきはいむと第2もず園の統合による）職員の効率的な配置の見直しにより、リハビリの実施回数が減らないように、指定管理者と協議しています。						
第17項（4）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
セラピストによるリハビリの実施については、園での療育の中での実施時期や回数について、より良いサービスを効率的に提供できるように、引き続き指定管理者と協議してまいります。						
第18項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
放課後等デイサービスの利用対象となる障害児の在籍校については、法令に定められております。高校を退学したり専修学校に進学したりした場合は、児童発達支援の支給決定が必要で、児童発達支援の指定を受けている事業所を利用することになります。放課後等デイサービス事業所は、人員や設備基準を変更することなく多機能型として児童発達支援事業所の指定もあわせて受けることができ、6月1日現在の多機能型の事業所は73か所となっています。最近は、利用対象にならない子どもを受け入れられるように、多機能型に移行する事業者も増えていますので、利用されている事業所にご相談ください。						

番 号	陳情第27号	所管局	子ども青少年局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第19項（1）（2）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>障害児入所施設につきましては、現在、ベルデさかい以外は市外の施設を利用していただいている市内施設の整備につきましては、府内の施設整備の方向性、今後のニーズの動向を踏まえて研究してまいります。また、卒業後の生活の場につきましては、早い時期から府内関係課で連携し、本人ニーズを把握した上で適切なサービスにつなげるなど支援を行っているところです。引き続き、きめ細かな支援を行うとともに、府内連携を強化してまいります。</p>						
第20項（子ども青少年育成部子ども育成課）						
<p>本市成人式は、20歳になった若者の前途を社会全体で祝福するとともに、新成人が区域のまちづくりの重要な担い手として、さらには、将来の社会を支える一員として自らも自立し、そのための責任を自覚するための場として地域ぐるみの成人式として区役所ごとを開催しています。</p> <p>各種団体がそれぞれの思いで地域にて実施している「成人のつどい」等については、大いに意義あるものと認識しておりますが、それぞれの「成人のつどい」等への参加や費用等の補助については困難であると考えております。</p> <p>今後とも新成人の皆さんがどなたでも、安心して参加できるよう会場運営に配慮してまいりますので、ご理解の程お願いいたします。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	建築都市局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第21項（交通部公共交通課）						
<p>美原区では、合併を機に運行開始した美原区域路線バス4路線が、区域と北野田駅、初芝駅もしくは新金岡駅とを結ぶルートを運行しています。また、バス停から遠く、バスを利用しにくい地域では、地域と北野田駅等とを結ぶ乗合タクシーを運行しています。</p> <p>路線バスについては、少子化に伴う通勤通学利用の減少や運転者不足など経営環境が厳しくなっている中で、現状の路線を維持し、市民の移動手段を確保していくことが重要となっています。</p> <p>堺東や中百舌鳥、泉ヶ丘へは、バスや乗合タクシーで北野田駅等へ行き、鉄道に乗り継いでいただきますようお願いします。</p> <p>さらに、近鉄バスが河内松原駅等へ運行しているので、ご利用いただきますようお願いします。</p> <p>本市としましては、ノンステップバスの導入促進などバリアフリー化に取り組み、誰もが安心して利用できる公共交通の維持確保に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>						
第22項（交通部公共交通課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）						
<p>おでかけ応援制度は、平成16年度に高齢者の社会参加を目的にスタートした制度であり、その後、平成25年度から公共交通の利用促進という観点を踏まえ、利用対象日の拡充を図つてきています。</p> <p>おでかけ応援バスの利用対象者は、現在も本制度の制定当初の対象者である「65歳以上の高齢者」であることを継承しておりますが、これは高齢者が今後もバスの主要な利用者となっていくこと、身近な交通手段を必要とすることなどのためです。</p> <p>なお、身体障害者または知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>今後も、障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から障害者に対する取組について検討していきたいと考えております。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	建築都市局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第23項（交通部公共交通課）						
<p>ホームでの接触・転落事故は生命に関わる切実な問題であることから、事故防止に最も有効と考えられる可動式ホーム柵について、本市は補助制度を設けるとともに、早期に設置いただけるよう事業者に要望してまいりました。</p> <p>そうした中、大阪市高速電気軌道株式会社から令和7年度までに大阪メトロ全駅に可動式ホーム柵を設置する計画が発表されました。地下鉄御堂筋線においても令和3年度までに市内3駅を含む全駅に設置されることとなり、ようやく本市内での設置が進むこととなりました。</p> <p>こうした気運を活かして、他の路線においても早期の実現が図られるよう、引き続き各事業者に働きかけてまいります。</p> <p>また、JR阪和線百舌鳥駅については、駅員は常駐しているものの時間帯によって窓口が閉鎖されており、こうした時間帯は緊急時の対応や車いす利用者がすぐに乗車できないなどの課題があることから、本市は西日本旅客鉄道株式会社に対し、駅員を常時配置いただけるよう要望しているところです。世界文化遺産を訪れる方への対応の観点からも、先の可動式ホーム柵の早期設置とともに時間帯無人駅の解消を引き続き働きかけてまいります。</p>						

番 号	陳情第28号	所管局	子ども青少年局			
件 名	幼児教育・保育の無償化について					
第1項 (1) (2) (3) (子育て支援部幼保推進課)						
<p>今回の幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取扱いについて、国は実際に各施設が給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになるとしています。そのうえで、これまで2号認定子どもの副食費については公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があるとし、質の担保された給食を提供するうえから、施設が徴収する額を設定するにあたっても、この金額（月額4,500円）を目安とするとしています。</p>						
<p>こうした点も踏まえ、公立の認定こども園の副食費については月額4,500円に設定するとともに、市内の特定教育・保育施設にも国の見解を周知しているところです。</p>						
<p>また、幼児教育・保育の無償化にあたり国は、副食費（食材料費）については、在宅で子育てる場合でも生じる費用であることや義務教育の学校給食も自己負担となっていることなどから、保護者が直接負担することを基本としています。</p>						
<p>そのうえで国は、無償化が開始される前に比べ、世帯の負担が増加することがないよう、年収360万円未満相当世帯などの副食費を免除するとしています。</p>						
<p>こうした国の考えも踏まえ、独自に副食費の補助は行わない方針です。なお、現在、市独自に実施している第2子及び第3子以降の多子世帯保育料無償化の対象者につきましては、今年度中は副食費の徴収を行いません。</p>						
<p>副食費の徴収に関し、国は市町村における支援の一つの例として、滞納が続いた場合は、児童手当受給者からの申し出があれば滞納分に限って徴収する方法も考えられるとしていますが、あくまでも主食費と同様に各施設において保護者から徴収することを基本としています。</p>						
第2項 (1) (子育て支援部幼保推進課)						
<p>国は待機児童問題により、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用する子どもが存在することを踏まえ、5年間の猶予期間を設け、指導監督基準を満たさない施設も対象とすることを原則とし、猶予期間については2年をめどに見直す旨の規定を設けています。</p>						
<p>そのうえで、待機児童の状況や保育施設の新設の状況といった保育の需要及び供給や、指導監督基準を満たさない施設を利用する子どもがいないなどの事情を勘案のうえ、特に必要であると認める場合、条例により指導監督基準を満たす施設に対象を限定することができるとしています。</p>						
<p>こうした国の考え方や法による規定、現在も待機児童が生じている状況などを踏まえ、市として、対象を限定する条例を設ける予定はありません。</p>						

番 号	陳情第28号	所管局	子ども青少年局			
件 名	幼児教育・保育の無償化について					
第2項（2）（子ども青少年育成部子ども育成課）						
本市では現在、ファミリー・サポート・センターの提供会員登録時に30時間程度の子育て支援員研修を修了することや、3年毎に事故防止と子どもの安全等に関する講習を受講することを要件としており、未修了者及び未受講者は活動できない仕組みとなっています。						
また、活動時には、安全チェックリストを活用し、安全確認作業を行っています。 今後とも子どもの安全確保のための取組を実施してまいります。						

番 号	陳情第29号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第1項（健康部保健所感染症対策課）						
<p>子どもの予防接種については、平成24年5月に国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が取りまとめた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ及びB型肝炎の6ワクチンについて、医学的・科学的観点から広く接種を促進することが望ましいとされるとともに、ロタウイルスワクチンについては、専門家による医学的・科学的観点からの評価を行うとされました。</p> <p>この提言を受け、すでに子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘及びB型肝炎の5ワクチンが、予防接種法に基づく定期接種の対象となりました。残りのおたふくかぜ及びロタウイルスの2ワクチンについても、今後とも引き続き、予防接種の安全性や有効性及び技術的課題等の整理・検討を行うとされています。</p> <p>このような状況の中、本市におきましては、今後も国の動向を注視しながら、ロタウイルスなどの任意の予防接種への支援のあり方について、検討してまいります。</p>						

番 号	陳情第29号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第2項（子育て支援部幼保推進課）

今回の幼児教育・保育の無償化にあたり、国は副食費（食材料費）については、在宅で子育てる場合でも生じる費用であることや、義務教育の学校給食等でも自己負担となっていることなどから、保護者が直接負担することを基本としています。そのうえで、無償化が開始される前に比べ、世帯の負担が増加する事がないよう、年収360万円未満相当世帯などについて副食費を免除するとしています。

こうした国の考えも踏まえ、独自に副食費の補助は行わない方針です。なお、現在、市独自に実施している第2子及び第3子以降の多子世帯保育料無償化の対象者につきましては、今年度中は副食費の徴収を行いません。

第3項（子ども青少年育成部子ども育成課）

病児保育施設につきましては、堺市子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度までに5か所の施設を設置することとしておりました。平成29年3月、中区に5か所目となる病児保育施設を設置したこと、北区を含め設置計画数の5か所を達成しました。

病児保育施設のない区がある中で同一区内に2か所目の施設を設置することは考えておりませんが、市内全域をカバーするため、平成30年3月から、訪問型病児保育事業を実施しています。この訪問型病児保育事業においては、病気の子どもを安全にお預かりするという観点から、訪問するスタッフについては、主に保育に係る研修となるさかいチャイルドセンター研修28.5時間の受講に加え、訪問型病児保育の専門研修15.5時間を受講していただきます。加えて、2日以上の実習も実施するとともに、フォローアップ研修も行います。病状急変時等には看護師等が対応できる体制を確保するとともに、緊急時に病児を受け入れることのできる協力医療機関や日常における医療面での指導・助言を行う指導医との連携・協力関係を構築するよう事業者に求めるなど、安全に子どもをお預かりする体制を確保することを第一に事業を進めています。

また、子育て世帯の多い北区の病児保育施設では、感染症の流行時期などでは予約が取れない状況もあったことから、平成30年5月から利用定員を6名から12名に増員しました。今後とも、子育て支援の一層の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いします。

番 号	陳情第29号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第4項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>認定こども園や保育所などに交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、施設関係者からのご意見も踏まえ制度の再構築を行っており、看護師の雇用への支援に係る補助については継続して実施しているところです。限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう、引き続き取り組んでまいります。</p>						
第5項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>保育時間につきましては、子ども・子育て支援法施行規則第4条において、保育の必要量に応じ、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）に区分することとなっていますが、区分の認定につきましては、申請時に保護者から勤務時間や通勤時間など、保育を必要とする時間を丁寧に聞き取ったうえで柔軟に対応しています。</p>						
第6項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>きょうだいで同一施設の利用を希望する場合は、利用調整において加点を行っていますが、希望施設の空き状況の関係で、きょうだいそろっての利用が難しい場合もあります。その際は、近隣で同時利用が可能と思われる施設を紹介するなど、丁寧に対応しているほか、どうしても同一施設の利用が叶わない場合についても、保護者の状況・希望を十分に聞き取り、送迎の負担が最小限となるよう配慮を行うなどしています。</p>						
第7項・第8項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）						
<p>本市の保育人材確保策につきましては、堺市保育士等就職支援コーディネート事業における就職あっせんや、潜在保育士の方への就職準備金の貸付のほか、今年度から新たに実施している「さかい保育士総合支援事業」において修学支援金や就職支援金の支給を行うなど、主に就職促進を目的とする取組とあわせ、職員のモチベーションや資質向上を図るため、働きやすい職場環境への改善に要する経費の一部を補助する「休暇取得等促進等支援事業」を実施し、就職継続のための取組についても強化しているところです。</p>						
<p>国の公定価格では、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。</p>						
<p>また、本市独自の運営補助金では、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、研修に参加する際の代替職員のほか、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しており、安全確保も含め保育環境を整える取組みが可能となっております。</p>						
<p>なお、国に対しては、保育士・保育教諭の確保対策として、抜本的な待遇改善を国の責務において実施するよう要望しているところです。</p>						

番 号	陳情第29号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営経費については、受益者負担の観点からの一部負担金額を設定し、保護者にも当該事業運営に係る費用の一部を負担いただいております。</p> <p>放課後児童対策事業の一部負担金については、きょうだい減免は実施しておりませんが、ご家庭の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けております。</p>						
第10項（総務部学務課）						
<p>本市では、経済的理由により就学が困難な小・中学生の保護者を対象に、学用品費などの費用の一部を援助する就学援助制度を実施しております。</p> <p>また、経済的な理由により修学が困難な高等学校1年生等を対象に、給付型の堺市奨学金制度を実施しており、あわせて国及び大阪府においては、高等学校等の授業料が実質無償となる、就学支援金制度等を実施しております。</p> <p>なお、令和2年（2020年）4月からは、大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専門学校に進学する方を対象に、給付型奨学金の対象を拡充し、あわせて進学先の授業料・入学金が減免（免除または減額）される、国との新しい修学支援制度が始まることとなりました。</p>						

番 号	陳情第30号	所管局	子ども青少年局			
件 名	子ども・子育て支援新制度について					
第1項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>待機児童の解消に向けては、これまでに既存施設の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設、小規模保育事業の新設などにより受け入れ枠の拡大を行ってきました。このような中、平成30年度から段階的に実施している第2子の保育料無償化や、国が今年の10月から実施を予定している幼児教育・保育の無償化なども相まって、保育ニーズは更に上昇すると考えており、平成30年度から4年間で過去最大規模の3,600人を超える受け入れ枠の整備を進めていく予定です。</p> <p>なお、今後は市の所有する土地や小学校、公営住宅の空き室など、公有財産も積極的に活用した受け入れ枠の整備と保育士確保施策の推進を両輪として、保育の質を確保しながら待機児童の解消をめざしてまいります。</p>						
第2項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>市では、国の配置基準を上回る職員配置を可能とすることで、より手厚い教育・保育を実施することができるとともに、教育・保育環境の充実にも資することから、1歳児及び4・5歳児について、職員の加配に対する補助を実施しているところです。限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう、引き続き取り組んでまいります。</p>						
第3項（子育て支援部幼保運営課）						
<p>待機児童の解消や子育て支援施策の充実に重点的に取り組む中、認定こども園や保育所等にかかる経費には大きな財政負担が生じています。</p> <p>このような中、市立認定こども園の民営化は、限られた財源のもと、多様化する保育需要に対応しながら、今後も市民サービスの維持・向上を図るため、民間活力を導入するものです。</p> <p>現在、存続させる市立認定こども園は12か所と公表しており、その他の施設は条件が整い次第、民営化を進めています。民営化後の民間施設では、低年齢児を中心とした受け入れ枠の拡大や老朽化した建物の改築、一時預かり事業の実施など様々なサービスが提供されているところです。</p>						
第4項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>きょうだいで同一施設の利用を希望する場合は、利用調整において加点を行っていますが、希望施設の空き状況の関係で、きょうだいそろっての利用が難しい場合もあります。その際は、近隣で同時利用が可能と思われる施設を紹介するなど、丁寧に対応しているほか、どうしても同一施設の利用が叶わない場合についても、保護者の状況・希望を十分に聞き取り、送迎の負担が最小限となるよう配慮を行うなどしています。</p> <p>なお、平成31年4月1日時点で、2号・3号認定を受けて施設を利用しているきょうだいについての状況ですが、3,426世帯のうち3,101世帯（90.5%）が同一の施設を利用しています。</p>						

番 号	陳情第30号	所管局	子ども青少年局
件 名	子ども・子育て支援新制度について		

第5項（子ども青少年育成部子ども育成課）

病児保育施設につきましては、堺市子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度までに5か所の施設を設置する計画としており、平成29年3月、中区に5か所目となる病児保育施設を設置いたしました。

施設が未設置となっている東区・美原区では、医療機関（小児科）併設型の病児保育施設についてこれまで実施可能な医療機関がないなど設置は困難な状況です。このため、平成30年3月から、市内全域をカバーする訪問型病児保育事業を実施しています。今後とも病児保育事業の充実に努めてまいります。

第6項（子ども青少年育成部子ども育成課）

訪問型病児保育事業につきましては、市内全域を対象としていることから、訪問経路の観点からも訪問従事者が市内各地にいることが望ましいと考えています。国の要綱上、訪問従事者は看護師等の有資格者に限定しておらず、一定の研修を受講した方となっているところですが、本市におきましては、訪問従事者については、主に保育に係る研修となるさかいチャイルドサポーター研修28.5時間の受講に加え、訪問型病児保育の専門研修15.5時間を受講していただきます。加えて2日以上の実習を実施するとともに、フォローアップ研修も年2回行います。また、病状急変時等には看護師等が対応できる体制を確保するとともに、緊急時に病児を受け入れることのできる協力医療機関や日常における医療面での指導・助言を行う指導医との連携・協力関係を構築するよう事業者に義務付けるなど、安全に子どもをお預かりする体制を確保することを第一に事業を進めています。

万が一事故が起きたときは、事故の状況等により、堺市、事業者、訪問従事者がそれぞれの責任を負うことになります。なお、事故に備えて、事業者には賠償責任保険等への加入を義務付けています。重大な事故が起きた場合には、速やかに事業者として解決に向けた対応を行うとともに、事故の詳細を隨時市に報告することとしており、市として検証を行い、その結果を国に報告することとなっております。

平成31年3月末時点の訪問従事者の登録数は26人、利用者の登録数は345人、平成30年度の利用件数は239件となっています。

今後とも、様々な形で子育てと仕事等との両立を支援する事業を行ってまいります。

番 号	陳情第30号	所管局	子ども青少年局			
件 名	子ども・子育て支援新制度について					
第7項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）						
<p>本市の保育人材確保策につきましては、堺市保育士等就職支援コーディネート事業における就職あっせんや、潜在保育士の方への就職準備金の貸付、保育士や保育教諭のための就職フェアや就職セミナーの開催のほか、今年度から新たに「さかいい保育士総合支援事業」を実施し、修学支援金や就職支援金の支給などを行っています。</p> <p>国の公定価格では、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。</p> <p>また、本市独自の運営補助金では、公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しているほか、保育補助者の雇上げに対する補助や、休暇取得率向上などの就業環境改善の取組みを通じ、職員のモチベーション向上や業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の待遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境づくりに今後も取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第30号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	子ども・子育て支援新制度について					
第8項（学校管理部教育環境整備推進室）						
現在、平成19年度に策定した「堺市幼児教育基本方針」の改定に取り組んでおり、今後、さらなる少子化の進展、教育・保育ニーズの多様化などに対応しつつ、本市全体の子育てサービスや幼児教育の充実が図られる手法を検討しております。						

番 号	陳情第31号	所管局	産業振興局			
件 名	森林の保全等について					
第1項（農政部農水産課）						
<p>市町村における森林環境譲与税の使途につきましては、森林の間伐や林道などの路網整備といった森林整備のほか、森林整備を促進するための人材の育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など国においてその使途が定められております。</p> <p>本市におきましては、市内に存する森林の実態などをふまえながら、森林環境譲与税を活用した市内における森林環境の継続的な保全、森林や林業に対する市民の理解促進につながる木材利用の普及啓発等の取組を実施してまいりたいと考えています。</p>						

番 号	陳情第32号	所管局	環境局
件 名	騒音対策について		

第1項（環境保全部環境対策課）
在来鉄道の騒音に関する基準がありません。なお、今般の陳情内容については当該鉄道事業者にお伝えしてまいります。

番 号	陳情第33号	所管局	文化観光局			
件 名	北区の文化ホールについて					
(文化部文化課)						
北区には、定員846人のイベントホールでの文化的な催し物の開催が可能である堺市産業振興センターと、周辺には、良質な音響効果を誇り定員400人のホールを有するサンスクエア堺がございます。						
さらに、令和元年10月1日にオープンするフェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）には2,000席の大ホールと312席の小ホールを設えております。						
現在、北区に新たな文化ホールを建設する予定はございませんが、既設の施設に加え、地域の皆様が気軽に文化芸術に親しむことができる身近な活動拠点であると同時に、多様な文化芸術を創造・発信し、また内外からの優れた舞台芸術に身近にふれることができる文化施設であるフェニーチェ堺をご利用いただきたいと思います。						

番 号	陳情第34号	所管局	文化観光局			
件 名	ヘリコプターの騒音について					
(観光部観光企画課) (建築都市局都市再生部臨海整備課)						
今回のヘリコプター遊覧飛行については、民間事業者の企画書を確認し、百舌鳥古墳群の価値を効果的に伝えられる取組として進めたところでございます。						
遊覧飛行に関する問い合わせについては、飛行当日も含め、民間事業者が問い合わせ先を設けて随時対応したところです。						
今後、本市所有地でのヘリコプター遊覧飛行の実施にあたっては、飛行経路にあたる地元の皆様をはじめ、関係団体からのご意見等を参考に、問い合わせ対応を含め、臨機に対応できる体制づくりに努めてまいります。						
また、今回の遊覧飛行実施後に民間事業者から、パイロットからの聞き取りを含めた実施報告書を提出させるとともに、市として厳重注意を行ったところです。						
今後、本市所有地でのヘリコプター遊覧飛行の実施にあたっては、市民の皆様の生活環境を確保するため、飛行経路にあたる地元の皆様をはじめ、関係団体からのご意見等を参考に、飛行経路や飛行時間、飛行の回数などに関するルール作りを検討してまいります。						

番 号	陳情第35号	所管局	文化観光局			
件 名	国際交流の促進について					
(国際部国際課)						
<p>本市では、世界文化遺産である百舌鳥・古市古墳群の魅力と同時に世界文化遺産の普遍的な価値について、国内をはじめ海外へ向けた魅力・情報発信事業などを実施しています。今後も、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録が実現したことにより、増加が予想される東アジア諸国ほか海外からの来訪者や外国人市民に対し、堺が誇る歴史文化の魅力を知っていただく機会となるよう、また、日本文化などの体験を通して、国際理解の促進や海外の国や地域との多様な分野においての交流につながるよう取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第36号	所管局	建設局			
件 名	高齢者自動車運転事故について					
(自転車まちづくり部自転車企画推進課)						
<p>ご要望の「ブレーキとアクセルの踏み間違いを防止する装置」の取り付けに対する補助金支給について、高齢ドライバーによるブレーキとアクセルの踏み間違い、ブレーキ動作の遅れ等に起因する交通事故の割合が増加傾向にあることから、堺市では警察等関係機関と連携し、高齢ドライバーを対象に広報・啓発活動を展開しております。</p> <p>安全な運転をサポートする機能を備えた車の最新技術の紹介や運転免許証の自主返納について啓発を行っており、現時点では誤動作を防止する装置の取り付けに対する補助金支給は考えておりませんので御理解をお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第37号	所管局	建築都市局			
件 名	公共交通について					
第1項（交通部公共交通課）						
<p>泉ヶ丘地区からJR鳳駅へのバス路線の新設について、南海バス㈱にお伝えしたところ、「新規路線の開設につきましては、人件費等、多大なコスト増につながります。一方で、これを補うだけの収益見込みについて、不透明な要素が大きいため、参考意見として賜るに留めさせていただきます。事業としての採算性、今後の発展性、また、全国的にバス乗務員不足が深刻化している状況を勘案する必要があるなど、多角的な研究や分析が必要となりますため、極めて慎重に判断してまいりが必要がございます。したがいまして、現段階では実施予定はございません。この度お寄せいただきましたご意見につきましては、今後の事業計画変更時の貴重な研究材料として賜りたく存じます。」との回答がありました。</p> <p>市としましては、泉ヶ丘駅周辺のまちづくりの進捗や鳳駅前広場整備に伴う移動需要等の変化も見据えながら、引き続き、ご要望の内容について事業者に働きかけを行ってまいります。</p>						
第2項（交通部公共交通課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）						
<p>おでかけ応援制度は、平成16年度に高齢者の社会参加を目的にスタートした制度であり、その後、平成25年度から公共交通の利用促進という観点を踏まえ、利用対象日の拡充を図っております。</p> <p>おでかけ応援バスの利用対象者は、現在も本制度の制定当初の対象者である「65歳以上の高齢者」であることを継承しておりますが、これは高齢者が今後もバスの主要な利用者となっていくこと、身近な交通手段を必要とすることなどのためです。</p> <p>なお、身体障害者または知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>今後も障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から障害者に対する取り組みについて検討していきたいと考えております。</p> <p>また、妊婦については、ご自身のからだの変化や状態に合わせて外出の可否や交通手段を選択されることから「おでかけ応援バス」を適用することは考えておりません。</p>						
第3項（交通部公共交通課）						
<p>おでかけ応援バスは、1乗車100円でのご利用を基本としており、バスを乗り継がれる場合は、一部を除き、それぞれの運賃をお支払いいただくこととなっていますので、ご理解いただきますようお願いします。</p>						

番 号	陳情第38号	所管局	建築都市局			
件 名	公共交通について					
(交通部公共交通課)						
<p>ご要望について南海バスに再度お伝えしましたが、同社からは「桃山台地区を現在運行しているバス路線は、桃山台地区での利用が低い状況が続いており、ご要望の路線については収益性の確保が難しいと判断されることから、現段階で実施する予定はございません。しかしながら、今後も引き続き、お客様の利用実態を注視し、お客様への利便性及びサービスの向上に努めてまいります。」との回答がありました。</p> <p>市としましては、ニュータウン再生の取り組みを進めていく中で、桃山台地区や周辺地域のバス需要の変動を見据えながら、引き続き、ご要望の内容について事業者に働きかけを行ってまいります。</p>						

番 号	陳情第39号	所管局	建築都市局			
件 名	堺環濠都市北部地区について					
(都市計画部都市景観室)						
これまで本市では、当地区の歴史的なまちなみの保存・再生に向け、堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会との協働のもと、取り組みを進めてきました。						
その中で、当地区における景観規制については、堺環濠北部の町なみを考える会及び堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会とともに、地区全体に声かけを行い、「景観規制に向けた勉強会」を開催し、勉強会を通じ、建築物の高さ制限などの具体的な規制案や対象とする区域案の検討を進めてきたところです。						
景観規制については、住民の間でも様々なご意見があると思われるため、住民の皆さまのご意見を聞き、合意形成を図りながら、市としても地域と協働のもと、実効性ある必要な規制を検討してまいりたいと考えています。						

番 号	陳情第40号	所管局	建設局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
(自転車まちづくり部自転車企画推進課) (健康福祉局長寿社会部長寿支援課) (建築都市局交通部交通政策課)						
<p>高齢ドライバーによるブレーキ動作の遅れ、ブレーキとアクセルの踏み間違い、注意緩慢による車線の逸脱などの交通事故の割合が増加傾向にあり、社会問題にもなっています。このことから警察等関係機関と連携し、効果的な広報・啓発活動を展開しております。また、安全な運転をサポートする機能を備えた車の最新技術の紹介や運転免許証の自主返納についても啓発を行っております。</p>						
<p>なお、現在本市では、高齢運転者による交通事故を未然に防ぎ、家族の安心や、市民全体の安全・安心につなげるため、独自の施策として、運転免許を自主返納した75歳以上の市民の方を対象に、申請に基づき6,000円分のタクシーチケットを進呈しています。</p>						
<p>本市では、「広域」「拠点間」「都心」の視点からネットワークの強化を図るとともに、ネットワークが相互に補完し合うことで、本市の都市活動を支える一体的な公共交通ネットワークを形成することとしており、この内、広域ネットワークについては、府道大阪中央環状線を想定ルートとした、「大阪モノレールの堺方面への延伸」を取り組んでいるところです。</p>						
<p>この延伸により、南北方向の鉄軌道の結節機能が強化されるとともに、堺旧港、さかい利晶の杜、フェニーチェ堺、仁徳天皇陵古墳、大泉緑地など、沿線の各施設への広域からの誘客が促進され、美原区や松原市、東大阪市との移動利便の向上が図られるものと考えております。</p>						
<p>今後とも、大阪モノレールの堺方面への延伸について、需要や事業採算性を精査しながら、少しでも早期に実現できるよう、大阪府や沿線市とも協議・調整を進めていきたいと考えております。</p>						

番 号	陳情第41号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	図書館行政について					
第1項（中央図書館総務課）						
<p>本市では、多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備を図るとともに、図書資料費に係る予算の充実に努めております。</p> <p>今後も、読書活動を推進するとともに、課題解決を支援するため、雑誌や専門資料を含めた図書館資料の充実に努めてまいります。</p>						
第2項（中央図書館総務課）						
<p>司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員の採用と、適切な職員配置に努めているところです。</p> <p>また、質の高い情報サービスを提供していくことができるよう、職場研修や職員間の情報共有を推進してまいります。</p>						
第3項（中央図書館総務課）						
<p>堺市立図書館協議会は、多様化する市民ニーズに応えるため、本市図書館に愛着と関心をもつ市民公募委員1名を含む9名の委員で構成しております。今後とも、実効性のある議論を行うことができるよう協議会の運営に努めてまいります。</p>						
第4項（中央図書館総務課）						
<p>本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第32条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しております。今後とも、サービスを長期にわたって安定的に提供することができるよう図書館の運営に努めてまいります。</p>						
第5項（中央図書館総務課）						
<p>中央図書館基本構想の策定に当たっては、堺市立図書館協議会の答申および基礎調査の結果を踏まえ、市民をはじめ様々な関係者のご意見を幅広くお聴きしながら、図書館サービス機能を中心にして策定をすすめております。</p>						

番 号	陳情第42号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	図書館行政について					
第1項（学校教育部学校指導課）						
<p>本市では、平成29年度から、全中学校に週2日勤務の学校司書を配置しました。今後も、配置による効果・検証を行い、学校司書の小学校配置を含めた学校図書館の充実について検討してまいります。</p>						
第2項（学校教育部学校指導課）						
<p>現在、教育センターが各学校に整備しています教育用ノートパソコンのうち1台を蔵書用パソコンとして運用し、自校における学校図書館の蔵書のデータベース化を進めることができます。</p> <p>今後とも蔵書の充実を図るとともに、市立図書館から図書の団体貸出を活用することで、読書センター、学習センター、情報センターとして学校図書館教育の充実をすすめてまいります。</p>						

番 号	陳情第43号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	図書館行政について					
(中央図書館総務課)						
今後の中央図書館のあり方については、堺市立図書館協議会の答申および基礎調査の結果を踏まえ、市民をはじめ様々な関係者のご意見を幅広くお聴きしながら、図書館サービス機能を中心に現在中央図書館基本構想を取りまとめているところであり、すべての人が快適に利用できる図書館をめざしてまいります。						

番 号	陳情第44号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	教育環境の整備について					
第1項、第2項（学校管理部施設課）						
<p>本市では、すべての小・中学校の普通教室及び音楽室・図書室・コンピューター室の特別教室に空調設備（エアコン）を設置してまいりました。</p> <p>体育館やエアコンが未設置の特別教室については、各学校での使用状況や国の動向、他市の状況などについて調査研究してまいります。</p>						

番 号	陳情第45号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項、第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 指導員の配置は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、安全安心な活動が確保できるよう対応しております。						
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 校舎改築工事の期間中、学校の協力の下、放課後に活動できる共用教室等を活動場所として確保しております。						
第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 校舎改築工事に係るのびのびルームの移転は、改築工事の進捗状況に応じ、その影響が最小限となるよう進めてまいります。						

番 号	陳情第46号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>平成30年度における共用教室の使用日数について、4月当初から3月末までの業務日誌をもとに確認したところ、生活科ルーム2は227日、少人数教室は32日、会議室は10日となっております。</p> <p>なお、平成30年度において、生活科ルーム2と少人数教室を同時に使用した日は6日、生活科ルーム2と少人数教室、会議室を同時に使用した日はありません。</p> <p>また、平成31年度（令和元年度）における共用教室の使用日数について、4月当初から6月末までの業務日誌をもとに確認したところ、生活科ルーム2は53日、少人数教室は1日、会議室は2日となっております。</p> <p>なお、平成31年度（令和元年度）の4月当初から6月末までの間において、生活科ルーム2と少人数教室を同時に使用した日は1日、生活科ルーム2と少人数教室、会議室を同時に使用した日はありません。</p>						
第1項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>平成30年度及び平成31年度（令和元年度）の百舌鳥小学校のびのびルームの支援の単位数は5です。また、平成30年度の国庫補助申請上の百舌鳥小学校のびのびルームの支援の単位数は5です。</p> <p>なお、平成31年度（令和元年度）の国庫補助については申請前です。</p>						
第1項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>平成31年度（令和元年度）の国庫補助申請は、平成31年3月29日付け子発第0329号厚生労働省子ども家庭局長名発出の「放課後児童健全育成事業」の実施についての通知に基づき行います。</p>						
第1項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>共用教室は、学校が当該教室の本来の用途で使用することを前提としつつ、放課後の時間帯に専らのびのびルームの用途で使用するものであり、学校の使用に支障のない範囲で施設及び設備の整備に努めているものです。</p>						
第1項（5）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童支援員の配置は、条例に基づき、支援の単位ごとに2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）としております。</p>						

番 号	陳情第46号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第2項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>平成31年度（令和元年度）の百舌鳥小学校につき、最大受入可能人数はのびのびルームが207人、放課後ルームが83人、当初申込者数はのびのびルームが194人、放課後ルームが79人、当初承認者数はのびのびルームが193人、放課後ルームが78人、8月1日時点の在籍児童数はのびのびルームが、202人（うち夏季休室6人）、放課後ルームが76人（うち夏季休室3人）となっています。</p>						
第2項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>今年度の百舌鳥小学校のびのびルームの活動場所は、専用教室2教室の外、共用教室として生活科ルーム2、会議室、少人数教室の3教室を確保しています。定員は少人数教室以外は40人、少人数教室は20人とし、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出した最大受入れ可能人数を設定しています。</p>						
<p>また、放課後ルームの活動場所は図書室を確保しており、定員は83人しております。</p>						
第2項（3）（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>百舌鳥小学校のびのびルームと放課後ルームは、専用教室の他、放課後に活動できる共用教室を確保することにより、より多くの児童が利用できるよう努めています。</p>						
第3項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>平成30年度の百舌鳥小学校のびのびルームにおける基本配置指導員定数は、4～8月が10人、9～3月が8人、配慮を要する児童への対応のための追加配置指導員（以下「加配指導員」という。）必要認定数は、4～6月は各月5人、7～3月は各月6人となっております。</p>						
<p>また、平成31年度（令和元年度）の百舌鳥小学校のびのびルームにおける基本配置指導員定数は、4～8月が10人、加配指導員必要認定数は、4月は8人、5、6月は各月6人、7、8月は各月8人となっております。</p>						

番 号	陳情第46号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第3項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>百舌鳥小学校のびのびルームについて、平成30年度の4～3月及び平成31年度（令和元年度）の4～6月に基本配置指導員数が充足していない日はありません。</p> <p>また、月別の開設日数及び加配指導員配置不足日数については次のとおりです。</p> <p>平成30年4月の開設日数は24日、1人不足日数は1日、2人不足日数は2日、3人不足日数は4日、4人不足日数は5日、5人不足日数は6日です。</p> <p>平成30年5月の開設日数は24日、2人不足日数は2日、3人不足日数は2日、4人不足日数は4日、5人不足日数は10日です。</p> <p>平成30年6月の開設日数は26日、1人不足日数は3日、2人不足日数は2日、3人不足日数は1日、4人不足日数は5日、5人不足日数は10日です。</p> <p>平成30年7月の開設日数は23日、1人不足日数は2日、3人不足日数は1日、4人不足日数は4日、5人不足日数は6日、6人不足日数は7日です。</p> <p>平成30年8月の開設日数は26日、1人不足日数は1日、2人不足日数は1日、3人不足日数は5日、4人不足日数は2日、5人不足日数は3日、6人不足日数は7日です。</p> <p>平成30年9月の開設日数は22日、1人不足日数は2日、2人不足日数は4日、3人不足日数は5日、4人不足日数は1日です。</p> <p>平成30年10月の開設日数は26日、1人不足日数は4日、2人不足日数は6日、3人不足日数は5日、4人不足日数は3日、5人の不足日数は1日です。</p> <p>平成30年11月の開設日数は24日、1人不足日数は4日、2人不足日数は5日、3人不足日数は3日、4人不足日数は3日です。</p> <p>平成30年12月の開設日数は23日、1人不足日数は6日、2人不足日数は1日、3人不足日数は2日、4人不足日数は1日です。</p> <p>平成31年1月の開設日数は23日、1人不足日数は2日、2人不足日数は6日、3人不足日数は2日、4人不足日数は4日です。</p> <p>平成31年2月の開設日数は23日、1人不足日数は4日、2人不足日数は10日です。</p> <p>平成31年3月の開設日数は25日、1人不足日数は5日、2人不足日数は4日、3人不足日数は1日、4人不足日数は2日、5人不足日数は1日、6人不足日数は1日です。</p> <p>平成31年4月の開設日数は20日、5人不足日数は3日、6人不足日数は2日、7人不足日数は6日、8人不足日数は9日です。</p> <p>令和元年5月の開設日数は19日、2人不足日数は3日、3人不足日数は3日、4人不足日数は2日、5人不足日数は5日、6人不足日数は9日です。</p> <p>令和元年6月の開設日数は19日、4人不足日数は4日、5人不足日数は6日、6人不足日数は9日です。</p>						

番 号	陳情第46号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第3項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
指導員配置については、まず基本配置に指導員を配置した上、配慮を要する児童に対し追加配置していると考えており、当該日に出勤している指導員全員でルーム運営をしています。						
第3項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めます。						
第4項（1）（学校管理部施設課）						
百舌鳥小学校の全室数は現在55室、増改築後60室となります。そのうち、管理諸室は現在9室、増改築後9室、普通教室は現在30室、増改築後33室、支援教室は現在7室、増改築後7室、通級教室は現在1室、増改築後1室、特別教室は現在6室、増改築後6室、他の室数が現在2室、増改築後4室、となります。						
また、普通教室仕様の室数が前述の通り現在30室、増改築後33室となります。そのうち、使用目的別内訳が普通教室が現在24室、増改築後28室、少人数教室が現在3室、増改築後2室、生活科ルームが現在2室、増改築後2室、第2音楽室が現在1室、増改築後1室、となります。						
第4項（2）（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
活動場所の確保については、学校と連携を図ってまいります。						
第4項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
のびのびルームとして利用する共用教室については、新校舎供用開始後に使用していくことを想定し、学校と連携を図ってまいります。						
第4項（5）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
「第2期未来をつくる堺教育プラン」に基づき、就労支援であるのびのびルームへの制度統一化を行うため、放課後ルームをのびのびルームに移行していきます。						
第5項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
通常の委託契約では業務委託期間は1年間が原則となっていますが、本事業につきましては、指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮して、3年間の契約としています。						

番 号	陳情第46号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第5項（2）（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
過去の本市放課後施策に係るプロポーザル方式による公募において、市の外郭団体であることを理由として、公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団を応募対象者から外したことはなく、今年度においてもその予定はありません。						
第6項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
熱中症の予防等に関する対応については、毎年、対象や注意点について運営事業者に通知を送付するとともに、各事業者を招集した連絡調整会議の場で注意喚起を図っております。						
第6項（2）（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
個別の事案については、その都度事実関係を確認してまいります。 放課後ルームをはじめとする放課後施策において、運営上の課題や問題が生じた場合には、本市は運営事業者に改善を求めるとともに、職員がルーム巡回し、改善状況を確認しています。						

番 号	陳情第47号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、安全安心な活動が確保できるよう対応しています。</p>						
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市の放課後児童対策事業は、専用教室に加え、本事業の開設時間帯に専ら使用できる共用教室を確保することにより、条例に基づく児童1人当たりの面積基準を順守しています。</p> <p>また、各ルームの定員設定については、国の基準に従い、算出しています。</p>						
第3項、第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めます。</p> <p>なお、指導員の研修については、平成27年度から大阪府が「放課後児童支援員認定資格研修」を行っており、本市としても計画的な受講を進めるとともに、運営事業者においても業務仕様書等に定める研修を実施しており、指導員のスキル向上を図っているところです。</p>						
第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本事業の指導員は、運営事業者が雇用する職員であり、指導員の雇用については運営事業者が行うことであるため、業務仕様書に明記することはできません。ただし、運営事業者の変更があった場合にはスムーズな引継ぎが行えるよう、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮をお願いしています。</p> <p>また、プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会における会議は、審議、検討又は協議に係る未だ検討段階にある情報について、率直な意見の交換又は意思決定の中立性等の確保の観点から、堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則に基づき、非公開としているところです。</p> <p>なお、本市は各受託事業者に対し契約の締結に当たり、労働関係・社会保険関係の法令等を遵守し、業務従事者に対し使用者としての責任をすべて果たすよう求めています。</p>						
第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市では、運営状況を把握するため、平成29年度と平成30年度にアンケートを実施しています。利用保護者によるルームの利用に関する評価は、各ルームとも「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせておおむね8割以上となっており、事業運営については円滑に運営できているものと判断しています。なお、アンケートの結果については、本市ホームページ上で公表しています。</p>						

番 号	陳情第47号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本事業は、事業運営を運営事業者に委託していますが、委託費用については、人件費や物件費等、事業運営に必要な経費を適正に積算しており、その費用の範囲において委託料を決定した上で、契約を行っています。</p> <p>委託契約を締結した運営事業者は、業務仕様書及び企画提案内容に基づき運営を行っています。</p> <p>本事業は、総価契約による完了払いであり、精算行為を伴わないため、本市に対する収支報告の提出は必須ではありませんが、運営事業者から毎月の業務完了届及び業務報告を提出させており、適正に運営していない事実があれば、発注者として運営事業者を指導し、改善とともに、放課後子ども支援課職員による巡回により、日常において現地での履行確認も合わせて行っています。</p>						
第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市においては、放課後児童クラブ（厚生労働省）としての「のびのびルーム」、放課後子ども総合プラン（厚生労働省・文部科学省連携）としての「堺っ子くらぶ」、放課後子供教室（文部科学省）としての「放課後ルーム」と3つの事業を展開しています。ただし、事業間で類似している点もあり、今後の展開について検討してまいります。</p>						

番 号	陳情第48号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本事業の指導員は、運営事業者が雇用する職員であり、指導員の雇用については運営事業者が行うところですが、運営事業者の変更があった場合にはスムーズな引継ぎが行えるよう、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮をお願いしています。</p>						
第1項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めます。</p>						
第1項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の研修については、平成27年度から大阪府が「放課後児童支援員認定資格研修」を行っており、本市としましても計画的な受講を進めているところです。</p>						
<p>また、本市では研修の内容を業務仕様書等に定め、業務完了報告で研修の履行を確認しております。</p>						

番 号	陳情第48号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第2項(1)(2)(3)(4)、第3項(1)(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)						
放課後児童対策事業の運営は市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき実施しており、運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定しています。						
公募型プロポーザル方式で運営事業者を選定することにより、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して運営事業者を選定することで、児童にとってより良い事業運営が実施できるものと考えています。						
委員会における会議は、審議、検討又は協議に係る未だ検討段階にある情報について、率直な意見の交換又は意思決定の中立性等の確保の観点から、堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則に基づき、非公開としているところです。						
本事業の指導員は、運営事業者が雇用する職員であり、指導員の雇用については運営事業者が行うところですが、運営事業者の変更があった場合にはスムーズな引継ぎが行えるよう、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮をお願いしています。						
また、本事業は、事業運営を運営事業者に委託していますが、委託費用については、人件費や物件費等、事業運営に必要な経費を適正に積算しており、その費用の範囲において委託料を決定した上で、契約を行っています。						
委託契約を締結した運営事業者は、業務仕様書及び企画提案内容に基づき運営を行っています。						
本事業は、総価契約による完了払いであり、精算行為を伴わないので、本市に対する収支報告の提出は必須ではありませんが、運営事業者から毎月の業務完了届及び業務報告を提出させており、適正に運営していない事実があれば、発注者として運営事業者を指導し、改善とともに、放課後子ども支援課職員による巡回により、日常において現地での履行確認も合わせて行っています。						

番 号	陳情第49号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童支援員の配置については、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）としており、国の定める基準と同等となっております。</p> <p>また、のびのびルームの業務の実施時間内には、必ず主任指導員もしくは副主任指導員（准主任指導員）のどちらか1人を常時配置することを、業務仕様書で運営事業者に求めております。</p>						
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の確保については、業務仕様書及び企画提案に基づき、運営事業者が必要な人員を確保することとなっておりますが、本市としましてもホームページや広報において、運営事業者が指導員等を募集している旨を掲載しているところです。</p> <p>指導員の研修については、平成27年度から大阪府が「放課後児童支援員認定資格研修」を行っており、本市としましても計画的な受講を進めているところです。</p> <p>また、本市では研修の内容を業務仕様書等に定め、業務完了報告で研修の履行を確認しております。</p>						
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>のびのびルームの一部負担金については、きょうだい減免は実施しておりませんが、ご家庭の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けております。</p>						
第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>のびのびルームにおける施設及び物品の維持管理については、業務仕様書に基づき、運営事業者の業務となっております。日々の清掃については、運営事業者が各ルームの実情に応じて行うこととなります。床材の更新が必要な場合等は、本市において施設改修することとしております。</p>						
第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市職員による巡回により、業務完了後ののみでなく、日常における現地での履行確認を行っております。</p> <p>今後とも、運営事業者と連携して、より良いルーム運営を行ってまいります。</p>						

番 号	陳情第49号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>運営事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定することで、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して最も優秀な者（優先交渉権者）を交渉相手方とすることができますことから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案の運営事業者を選定することができ、児童にとってより良い事業運営が実施できるものと考えています。</p>						
<p>第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>活動場所の確保について、専用教室のほか、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本とし、引き続き学校と連携してまいります。</p>						

番 号	陳情第50号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>のびのびルーム専用教室の空調設備については、年数が古いものから順に計画的に入れ替えを検討しております。</p> <p>なお、空調設備の使用に関して、空調設備に大きな負荷をかけず効率的な冷却機能を維持するためにも、フィルタの定期的な掃除や室内の扉等を開放した状態での使用を避けるよう、各事業者に通知しているところです。</p>						
第2項（学校管理部施設課）						
<p>本市では、洋便器の設置率の向上を含めた学校園のトイレ改修を計画的に進めており、その中で、老朽化したトイレの全面改修を行っていくとともに、和便器を洋便器に取り替える部分改修に取り組んでおります。</p>						
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>活動場所の確保については、学校と連携を図ってまいります。</p>						
第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市においては、放課後児童クラブ（厚労省）としての「のびのびルーム」、放課後子ども総合プラン（厚労省・文科省連携）としての「堺っ子くらぶ」、放課後子供教室（文科省）としての「放課後ルーム」と3つの事業を展開しています。ただし、事業間で類似している点もあり、今後の展開について検討してまいります。</p>						
第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>通常の委託契約では業務委託期間は1年間が原則となっていますが、本事業につきましては、指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮して、3年間の契約としております。</p>						
第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>現行の基準は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という）に定めています。</p> <p>現時点では、児童の安全確保の観点から条例を改正することは考えておりません。</p>						
第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市では、ホームページや広報において、運営事業者が指導員等を募集している旨を掲載しているところです。</p>						

番 号	陳情第51号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市の放課後児童対策事業（のびのびルーム）は、国が示す放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、条例を制定し、運営を行っております。当該事業の運営管理業務におきましては、条例及び国の「放課後児童クラブ運営指針」の基本的な事項を踏まえることを明記した業務仕様書により、その趣旨に則って実施しているところです。</p> <p>プロポーザル方式による運営事業者の選定では、市の条例等の規定や契約における業務仕様書による遵守事項により、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案による運営事業者を選定することで、児童にとってより良い運営ができるものと考えております。</p>						
第2項、第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置しております。</p> <p>また、指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めてまいります。</p>						
第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>児童数については、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出しております。</p> <p>施設整備等で合理的に改善できる事項について、検討の上取り組んでまいります。</p>						
第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>AED（自動体外式除細動器）については、学校内に設置しているAEDを使用することとなっております。</p>						
第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営経費については、受益者負担の観点からの一部負担金額を設定し、保護者にも当該事業運営に係る費用の一部を負担いただいております。</p> <p>放課後児童対策事業の一部負担金については、きょうだい減免は実施しておりませんが、ご家庭の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けております。</p>						

令和元年 第5回市議会(定例会)陳情回答綴

令和元年 10月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-19-0059

